

平成25年第10回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

みなさんおはようございます。ただいまより、平成25年第10回平取町議会定例会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、9番藤澤議員と10番平村議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては9月12日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番  
山田議員

本日招集されました第10回町議会定例会の議会運営等につきましては、9月12日に開催されました議会運営委員会において協議し、会期については本日9月18日から明日9月19日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日9月19日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日9月19日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成25年7月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について配付資料のとおり、ご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1. 農作物の作況について。産業課長。

産業課長

それでは農作物の作況について報告いたします。はじめに作況状況でございますけれども、日高農業改良普及センター日高西部支所による9月1日現在の状況になります。水稲につきましては生育は順調に経過しており、平年対比でプラス4日となっております。牧草につきましては降雨のため2番牧草の収穫が遅れ気味でございますけれども、平年対比ではプラス1日となっております。次にとうもろこし、サイレージ用でございますけれども、登熟は順調に進んでおり、平年対比でプラス6日ということでございます。次にトマトの出荷状況につきましては8月22日現在で8788トン、金額では28億7900万円ほどで前年対比では数量も金額も増となっております、金額では2億9400万円

ほどの増となっており、率でいきますと111.39%となっております。次に水稲の品種別作付面積につきましては表に書かれている状況であります。きらら397、ほしのゆめ、ななつぼしは前年より作付面積が減っております。ゆめぴりか、おぼろづきが面積を伸ばしている状況であります。また、きたくりん、これはいもち病に強い品種でありますけれども、今年度、去場、長知内、貫気別地区で1.8ヘクタール、試験的に作付けられております。これは農協の指導により作付けということで、作付けをしておりますけれども、品種的に熟期が遅いということで平取町に合うかどうか普及センターで検証しながら作付ということで、反収につきましてもななつぼし並かそれ以下との見込みでございます。それをもとに次年度以降についてもまた検証をするということで作付ける予定でございます。また8月27日に行われました不稔調査では平取町全体で4.2%、去場で4.7%、貫気別では3.7%と昨年より数値は下がっております。平取町では平年で8.6%でありますので、できは非常に良い状況でございます。最後に水稲の作柄でございますけれども、農林水産統計による8月15日現在の見込みで、北海道全体でやや良、日高管内もやや良となっております。以上、農作物の生育状況についての報告を終わります。

議長

続きまして、平成25年度平取町表彰者について。副町長。

副町長

それでは行政報告2点目の平成25年度平取町表彰者について、資料2によりご報告申し上げます。平成25年度の功労表彰者及び永年勤続表彰者の決定につきましては、8月27日に開催いたしました、平取町表彰審議会におきまして、諮問申し上げ、当審議会より資料2の通り、被表彰者の答申を受けたところでございますけれども、町といたしましては答申のとおり決定をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。それでは区分ごとに、被表彰者の名前と功績概要について紹介を申し上げます。はじめに、1.の奨励賞でございますが、1団体、1個人の方々を決定をしております。まず、二風谷民芸組合様ですが本年3月8日に経済産業省より二風谷民芸組合の二風谷イタと二風谷アツシが伝統的工芸品に北海道で初めて、指定をされております。当組合が沙流川流域のアイヌ工芸を現在に伝えてきた先人のアイヌ文化への誇りと精神を受け継ぐとともに、その技術の向上にたゆまぬ努力を続けてきたことが、今回の指定につながっております。このことを契機に、北海道におけるアイヌ工芸のリーダーとしてさらなるご発展を、ご期待を申し上げたいというふうに思います。続きまして、渡邊空知くんですが、日頃の厳しい練習の成果により、これまでも、平成23年、24年の全道及び全国大会におきまして、優秀な成績をおさめておりますが、本年は8月に大阪市で開催されました平成25年度第53回空手道糸東会全国選手権大会に小学5年男子個人形の部に出場し見事優勝を果たし、9月に東京で開催される、世界選手権大会への出場が決定をしております。このことは不断の努力によってつかんだ栄誉であり、多く

の児童生徒に大きな夢と希望を与えるものであります。なお、9月15日に開催されました世界選手権での結果につきましては、残念ながら、3回戦で敗退したというご報告を受けております。続きまして、2の永年勤続者でございですが、上段から民生児童委員、消防団員、交通安全指導員まで、総員で12名の方々がそれぞれの勤務年数で表彰されますが、詳細の説明は省略をさせていただきます。なお、奨励賞並びに永年勤続の被表彰者につきましては、本年11月3日の文化の日に中央公民館におきまして表彰することとしております。以上で平成25年度平取町表彰者についての報告を終了させていただきます。

議長

続きまして、平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

それでは、平成25年6月定例議会以降における諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。まず学校教育事業等についてであります。1点目、いじめ問題に係るアンケート調査結果であります。直近の調査といたしまして、本年6月におけるアンケート調査の結果となりますが、今年の4月からいじめられたことがあるかとの問いに対しまして、回答児童生徒数390名のうち、あるとしたものは36件でありました。内訳といたしましては、小学校が31件、中学校が5件でありました。いじめの内容といたしましては、仲間外れ、無視が10件、暴力が11件、いたずらが6件、悪口が18件、その他として4件となっております。このその他としての4件につきましては、こそこそ話、ボールゲームにおいてパスしてくれない、ひやかされる、帽子を川に落そうとした、などとなっております。これらのいじめとするものにつきまして、6月の調査時点においても、引き続きいじめられているとする答えにつきましては、14件でありました。また、いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかとの問いに対し、思わないとするものが12件、わからないとするものが36件ありました。教育委員会といたしまして、いじめは許される行為だと受けとめている児童生徒が12件、わからないとするものが36件あることについて重く受けとめているところであり、これまでも学校長に対し、その児童生徒への指導の徹底を求めてきているところではありますが、今後においても十分配慮してまいりたいと考えております。なおいじめがあったとする事案のうち、学校としていじめを認知しているものにつきましては、1件であります。小学校における認知事案となりますが、その態様としては、ひやかしやからかい、悪口や嫌なことを言われるということになっていきます。この事案においていじめる児童及びいじめられた児童への対応、そして保護者との連携等につきましては、それぞれ教職員が児童からの状況にかかわる聞き取りを行い、指導の徹底を図るとともに、併せて保護者へは学校における対応方法等について伝達しているものとなっております。学校といたしましては事案が拡大することなく、速やかに対応を図ることにおいて、現状におきましては、問題そのものは解消しているものとなっております。続いて、2点目の夏季休業中における

る児童生徒及び学校状況についてであります。町内各小中学校におきましては7月25日をはじめといたしまして、8月20日までにおいて、それぞれ25日間の夏季休業となりましたが、この間各学校における児童生徒におきましては、事故、事件等はなく、2学期始業式において元気に登校したところであり、学校施設整備につきましては、振内中学校軒天改修工事を実施いたしました。当初計画のとおり、2学期始業式前に無事完了することができました。また、夏休み期間中において、教育委員会社会教育及び社会体育における児童生徒を対象とした自然体験学習事業等を展開するなかで、心身の育成等に努めたところであり、特に小学校5年生を対象とした野外キャンプにおいては、ニセウエコランドを主会場として、フットパスなどさまざまな自然体験をするとともに、最終日には、二風谷ダム湖においてEボートに乗船したところであり、今後とも平取町の自然を再確認するための体験学習について充実させてまいりたいと考えております。また、児童生徒の転校といたしまして、2世帯3名が町外転校となり、併せて小学校での特別支援学級として開設してありました1学級が併設となったところであり、このことにおいて、1名の教員が退職異動となっております。続いて3点目の平取町教育研究協議会再開に係る活動状況についてであります。このことにつきましては、この3月定例議会における教育行政執行方針並びに予算審査特別委員会においてご説明申し上げたところであり、これまで活動が停止しておりました教研協について、本年3月25日に再開に当たりましての総会研修会が開催され、以降今日まで、町内小中学校7校の教職員90名全員が会員となるなかで、研修研究事業が展開されているものとなっております。本年度においては、研究テーマを、一人一人を伸ばす学習指導法の研究、わかりやすい指導を通して子どもの学力を高めるにはどうしたら良いかといたしまして、この9月3日には、第1次教育研究集会を開催し、授業公開、教科別部会、そして課題別部会がそれぞれ行われたところであり、今後におきましても第2次の研修集会等をはじめとした取り組みが計画されており、教職員の自主的創造的な研究活動を通じて、資質の向上並びに積極的な教育活動に教育委員会といたしましても、期待をするとともに、支援をしてまいりたいと考えております。続いて、4点目の平取高等学校振興支援協議会の設立及び協議状況であります。このことにつきましても3月及び6月の定例議会においてその経緯等についてご報告申し上げておりますが、平取高等学校の生徒確保及び振興支援対策等を検討する新たな組織について、これまでの平取高校の未来を創る会を発展的に解消するなかで、7月16日正式に組織を立ち上げたところであり、本組織にありましては町議会をはじめ、商工会、森林組合、建設協会、福祉団体及び学校関係者など、総数28名による協議会構成といたしました。これまでもおけます協議会活動といたしましては、協議会内に二つの小委員会を設置し、それぞれ生徒確保対策、支援対策にかかわる協議を2回開催するとともに、役員会及び協議会総会につきましても、おのおの2回開催してきております。これまでの検討におきまし

ては、生徒確保等にかかわる、具体的な施策提案までには至っていない状況ですが、鋭意、協議のもとに具体的な試案策案をまとめてまいりたいと考えております。なお現在、この支援策にかかわります検討をしていく上での参考資料とすべく、アンケート調査を協議会において実施することとしたところであります。このアンケート調査につきましては、平取高等学校に関するものとしたしまして、調査対象については町内中学校生徒及びその保護者、そして平取高等学校生徒及びその保護者といたしております。調査項目としたしましては、中学生に対しましては、高校を選択する上での理由、平取高等学校へ入学したいと思うか思わないかなどとしており、平取高校生に対しましては、平取高校等学校に進学した理由、進学してよかった点、そして改善してほしい点等についてたずねるものであります。次に中学校、高等学校の保護者については、平取町として高校及び保護者、生徒等に対する支援策の可否、必要とするならばどのような支援策を求めるかなどとなっております。本協議会としたしましては、改めてアンケート調査結果を分析するなかで、学校、保護者、生徒それぞれにおいて必要とする振興支援策について協議を行い、生徒確保への道筋を立てるとともに、町施策へ反映できるよう努めてまいりたいと考えております。なお、振興支援策がまとまり次第、町議会に対しましてもご協議申し上げてまいりますので、何とぞよろしく願いをいたしたいと思っております。次に5点目のふるさと親子留学世帯状況についてであります。本年3月末までにおいて、留学世帯10世帯中5世帯が転出となり、留学児童生徒数は4月の段階で5世帯8名となっております。6月に入り、新たに札幌市からの転入世帯があり、2名の児童が増えたところであります。8月において1世帯2名が転出となりましたことから、現在における留学児童生徒数は、4月の段階同様5世帯8名であります。なお、この9月に入り、留学における視察もありますことから、今後において、世帯増も見込まれるところであります。続きまして北海道中学校体育大会出場結果についてであります。本年度における中体連全道大会につきましては、7月29日の陸上競技を皮切りに、8月4日までの間において、全道各地において開催されたところであります。町内2中学校からの全道大会への出場につきましては、7競技合わせて31名となっております。平取中学校からは、陸上女子砲丸投げ、剣道男子団体、男女個人、女子バスケットボール、卓球女子個人、バドミントン男女個人、柔道男子個人の計29名、振内中学校からは、ソフトテニス女子個人2名がそれぞれ参加をいたしました。各競技ともに善戦をいたしましたが、本年度においては全国大会への出場権を得る選手はおりませんでした。続いて、学校教育事業最後の外国語指導助手ALTの変更についてであります。平成23年8月にALTとして来日し、小中学校において指導にあたっておりました、コール・クリボスキであります。契約期間満了といたしまして、7月末をもってアメリカへ帰国をいたしました。後任といたしまして、十勝管内豊頃町において同じく外国語指導助手として勤務しておりました者が、8月2日に着任したところであります。氏名はデ

イナ・ドットソン。女性で年齢は29歳となっております。大変、性格的に明るく、子どもたちそして教員とのコミュニケーションが十分保たれており、英語の学力向上に努めていただけるものと期待をいたしておるところであります。続いて、社会教育事業等における平取町民大学の開設及び運営状況についてであります。このことにつきましても、6月定例議会においてその概要等についてご報告申し上げたところではありますが、当初予定の学生30名に対し、現在は44名の方々の入学をいただき、7月7日開校式以来、これまで2回の講座を開催し、学生はもとより、各講座における特別聴講生を募集するなかで、多くの町民に参加をいただいているものとなっております。本年度は、このあと8回の講座を計画しておりますが、今月におきましては、20日金曜日となりますが、第3回目の講座といたしまして、腰痛治療の第一人者であります釧路労災病院脳神経外科部長からの講演をいただくこととなっておりますので、多くの町民にご聴講いただければと思っております。また、併せまして、町民大学への入学を随時受け付けておりますので、重ねてよろしくお願いをいたします。次に文化財関係といたしまして、二風谷アイヌ文化博物館収蔵品包み込み燻蒸業務の実施についてであります。このことにつきましても本年3月定例議会における行政報告にて、アイヌ生活用具コレクションのキクイムシによる虫食い穴が生じ、文化庁に対し棄損報告を行うとともに、その対処方法等につきまして、ご説明を申し上げたところではありますが、このたび処理業務が完了いたしましたので改めてご報告申し上げさせていただきます。二風谷アイヌ文化博物館及び収蔵庫に保管をしております、重要有形民族文化財であります二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション、919点のうち51点について、棄損が生じたことにより、この6月には北海道開拓記念館による処理業務において19点、及び8月においては残りの32点について燻蒸処理が施されたところでもあります。この8月における処理といたしましては併せて他の博物館資料につきましても、一部実施したところでもあります。以上本年6月定例議会以降におけます諸般の教育行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。6番千葉議員を指名します。6番千葉議員。

6番  
千葉議員

6番千葉。本日は、びらとり温泉の運営方針全般について、3ないしは4項目について、一般質問をしたいと思っております。既に通告してあるとおりでございますけれども、その趣旨をちょっと冒頭に説明いたします。まず一つは来年のオープンに向けてですね、限られた、残された時間が6か月ないしは7か月ぐらいかなというふうに思っておりますけれども、その間に準備することがたくさん我々町の中で出てくると思いますが、まず1番目に指定管理の継続を予定しているア

ンビックス社との契約内容、あるいは協定書の中身ですねいわゆる。今後議会とはどのように進めていくのかなということが1点。それから、発注前には当然のことながら我々も図面でしか確認していない部分、それがだんだん工事が進捗することによって、協議が必要となってくる部分も出てくるのかな、それに関わる、各種協議についてどのように今後進めていくのかなということが2点目です。3点目には、ちょっと発注前にもいろいろと地元の業者、指定管理受けてるアンビックスとの間にもうちょっとトラブルというか問題点、課題が多かったような気がしますけども、物品の購入、あるいはその他の仕入等の流通についてですね、いわゆる地元との話し合い、今後どのように進めていくのか、行政側の考えを聞きたいということです。4点目は、これは新しい施設になって、地元においても平取高校はじめ新卒の方はじめ、既存の町民の方でも、できれば、雇用をしていただけるならという意欲を持った方もおりますので、雇用の募集人員とか、雇用の条件、どのようになっていくのか、採用計画等についても伺っていきたいと思います。それでですね一問一答方式でございますので、まず最初に、1番最初に申し上げました指定管理の継続を予定しているアンビックス社との契約協定書の内容、協議は今後議会と、どのように進めていこうとしているのか、まずその部分から伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問にお答えいたします。平成26年4月オープン予定をしております新しいびらとり温泉につきましては、アンビックス社に指定管理を予定しているところでございます。それを前提としまして、今年度、平成25年度につきましては、1年間、現在の施設での指定管理を行い、新施設についてはアンビックス社のノウハウを取り入れた施設として実施設計し、現在工事に取りかかっているところでございます。それをもとに平成26年度からの新施設の指定管理者の決定につきましては、今年の12月議会を予定しているところでございます。スケジュールとしましては今後アンビックス社との指定管理の協定書、仕様書のたたき台を作成いたしまして、それを担当常任委員会、産業厚生常任委員会への説明協議を行っていきたいというふうに考えます。そのあとまたアンビックス社と協議をしまして協定書、仕様書の案を作成いたしまして、議会全員協議会での協議をしていただきたいというふうに考えているところでございます。12月議会での指定管理者の指定の承認を得てから協定を締結するというスケジュールを予定しているところでございます。常任委員会、全員協議会との協議スケジュールにつきましては、議会事務局と調整を図りながら行っていく予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

今、今後のスケジュールっていうか予定含めて伺い、答弁いただきました。私はこのびらとり温泉のリニューアルというか、特に宿泊施設が併設になるということが大きく変わるわけでございますけども、この運営については、やはりこの協定書の中身、いままでのやつも私じっくり自宅でもちょっと見て、改めて見てみましたが、相当変えていかなくちゃいけない部分がでてくるのかなというふうに思ってます。そこで、まずは、課長の今答弁にあったとおり、所管である産業厚生の常任委員会にですね、諮っていただくわけですけども、特にですね、協定書からいきましたら目的から始まって、ずっとあって、業務実施条件、それから年度の業務計画、それからもう第5章には指定管理料及び利用料金ということでございます。それから、施設の維持管理に関すること、これも相当やっぱり今までとは条件かわってくるのかなというふうに思っておりますけども、先ほど冒頭に申し上げたとおり、もう残されている時間が、特に12月の定例に諮るとなれば、オープンに向けてという部分ももう3か月ないしは4か月弱しかないなかで、進めていくということで、私はやっぱり心配しているのは、寸前になってどたばた劇がおきないようにというか問題点がある程度時間をかけながら、じっくりと取り組んでいくということがですね、私はびらとり温泉のオープンに向けてはもうとっても大事な事かなというふうに思ってますので、これはぜひ今定例会終了したあとですね、その日程を改めて明らかにしていただいてですね、協議をしていきたいなというふうに思ってます。そこでですね、やはり大事な、協定書の中身ということで実は町民も相当いままでもベルックスに代わって、いわゆる仮免許みたいな感じですね、いまの温泉施設古い施設運営していただいているわけですけども、さまざまやっぱりそのなかで、施設の利用に対してですね、いろんな問題も出てきていることですし、その辺もですね、やはり我々議員も、各町民の代表できてるわけですから、そういった町民の意見も反映していただけるような話し合い協議、あるいはその行政側としても、この部分は外せないよという、改めての項目もやっぱり生まれてこようかなと思っておりますけども、その辺のことについてのお考え、進め方についてももう一度伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。指定管理の協定書、仕様書につきましては、うちの町につきましては初めて宿泊施設が伴うということもありまして、既に宿泊施設を伴って営業しております他町の施設の指定管理の協定書、仕様書を参考にしながら、つくり上げていきたいというふうに考えております。千葉議員指摘のとおりですね、日程的に12月議会ということになりますと、あと残り3か月ほどということになりますので、そのなかでスピード感をもって協定書、仕様書については、たたき台を作っていきたいというふうに考えているところで



ございます。うち独自のというお話もございましたので、ここだけはこの部分については、アンビックス社との事前の話し合いのなかで、指定管理料は要らない、自分たちでやっていくというお話でございますので、また施設を使っている使用料について、逆に払っていただける、ほかの施設についてはそういうようなかたちでやっているということでございますので、その辺も詰めていきながら何年間にわたってそういう収入があるようなかたちでのものを結んでいきたいというふうに考えております。またほかの町の指定管理の協定書を見ましても、一般的な部分しかちょっとでていないわけでございます、中身の細かい取り決めですね、宿泊料金についてだとかあと細かいことでいうと食事のメニューですとか、また入る際の高齢者に対する割引ですとかそういう部分も出てきますので、その辺もあわせて早い段階で協議をしながら、議会のみなさんのほうにもお示しをして、指示をして、意見をいただいて決めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。日程等については、先ほど申しましたとおり、議会事務局と日程を協議しながら、早い段階で決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

そうですね、12月の定例という先ほどご答弁にもありましたとおり、本当に限られてる時間になってきてるのかなと思っておりますので、その辺は、我々、所管である、常任委員会もですね時間惜しまずですね、伺いながら、あるいはその協議をすることがあれば、協議において、あるいは全議員として、改めてその協議としてもっていかなければならない部分とか、やはり段階を踏まえていくということがとても大事だなと思っておりますので、その辺のことは、ひとつ今後のですね、日程、余裕をもって話し合いができる日程を組んでいただるように希望したいと思います。それで次の項目にいききたいと思いますけども、既に工事が発注になりまして、私も現場2回ほど見てきまして、ちょうど最初見たときは周りフェンスというかネットを張ってですね、ちょうど機械が入って掘削運搬しているのが頻繁に行われていた時期でありますけども、先ほど言ったとおり当然のことながら、理事者側も図面しかまだ見ていない部分、図面では立面図、それから平面これが中心でございますけども、一つ一つやっばりでき上がってきた段階でですね、やっばり確認をしながら、建設水道課のほうで進めていくと思うんですけども、そのなかで、やはり特に使用する施設、町民として、この部分はちょっと変更したほうがいいんじゃないかなと、この部分がお年寄りとかあるいは障害者にも配慮されてる設計なのかなという、大きな部分にやっばり僕はぶち当たるのかなというふうに思っておりますので、その辺のことも含めて、あまり例えば照明の位置がどうのこうのとか、内装の色がどうのとかそんなことではないんですね、私が言っているのは。そうじゃなくて、

やはり、町民があるいは道内外から来るだろうお客さんを想定したですね、大きなその機能面、それからデザイン、このことやっぱり確認していく必要が私はあるのかなと思ってますんで、愛される、びらとり温泉の施設であるべき姿は何なのかということをごです、常に頭に置きながら、私は、我々議員もですね、一つ一つ、今後の議会に対する工事の進捗状況の報告とかですね、建設にかかわる各協議項目について、どのように進めていこうとしているのか、これは多分答弁建設水道課長のほうになると思うんですけども、その辺について考え方を求めたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは温泉宿泊施設につきまして、身障者や高齢者に対しての機能面では施設内外で、極力段差をなくしたバリアフリーとしたり、浴室についても、穏やかな傾斜を付けた段差のないものとしていただいております。また宿泊棟にある家族風呂につきましては、身障者の方でも、車いすでも介助をつけながら入ることができるような設備に設計されているところでございます。びらとり温泉につきましては実施設計に基づいて工事入札も済んでおり、現在工事が進んでいる状況でございます。産業厚生常任委員会開催時にはびらとり温泉改築工事の進捗状況について報告を今後もしていく予定でございます。また設計変更が生じた場合につきましては担当の常任委員会また内容によっては全員協議会で速やかに報告をさせていただきたいというふうに思っております。変更内容によっては事前に議員の皆さんの意見を求めていくことも考えております。なお、設計変更により請負金額等に増減が生じた場合につきましては当然、工事請負契約の変更についてということで議会の議決を得て行うというようなことになってきます。軽微なものの修正につきましては今後も可能と考えておりますので、要望がありましたら、今後議会の実施設計の詳細な説明をしてもらいたいという意見がございましたら、そういう場を設けて説明をしていきたいというふうに考えております。要望によりまして協議をしながら取り入れることが可能なものについて確認をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番

千葉議員

わかりました。今の説明で大體概略、私も理解をしたところでございますけれども。いま現在ですね、発注になってから、仕事の動きというのはまだ目に見えた動きはないのですが、産業厚生常任委員会のなかでも現地を視察しながら、事務調査というかたちもですね、途中2回ないしは3回ぐらい求めていくようなかたちをとりたいと思いますので、そのときにですね、日を追って改めてまたいろんな問題点とか、そうしたものについては、報告を受け、ないしは協議

が必要な場合は協議事項としてですね、取り上げていただきたいなというふうに思っております。それで一つ、今の工事の関係で伺っていききたいんですけども、みなさま方も新聞とかでご承知の通り各自治体でいろんな施設発注しても、なかなか今の建設需要が多くなったこととそれから東日本大震災の関係で相当、技術屋さんとか、職人さんが流れていること、その部分で、かなり私は工期大丈夫なのかなと、いわゆる契約工期のなかで、本当に完成できるのかなという部分、本当にあの私個人的にも心配をしておりますが、いま現在、発注されたJVの業者さんとはですね、その辺の話し合いの中身どのようになっているのか伺いたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

はい、それでは今のご質問にお答えしたいと思います。工事入札をしまして、発注してからですね、毎週1回木曜日、工程会議ということで、発注者側と受注者側とそれから関連する下請業者と、ということで週1回工程会議をやって進めてきております。単年度事業ですので、契約のとおり、工期は3月30日ということで進んでおります。実際工期については3月30日で本当に完成するのかということも、懸念としてはありますけども、そういう契約内容ですので、ぜひお願いしたいことで実は進んでいるわけでございます。先ほど千葉委員言われましたとおり全国的に建設資材の不足、あるいは鉄筋工だとか、型枠工だとか、そういう技術者の不足というのは大きな問題になっております。東日本大震災の関係につきましても、公共事業については執行率は36%という今日の経済新聞にでておりましたけど、そのような状況でございます。そのなかでもうちの受注者側との協議のなかでは、全国的にはそういう状況にあるけれども、基本的には工期を守って、何とか完成させたいということで、努力もされておりますので、そこは信頼して、お願いするしかないかなというふうに思っているところでございます。設計変更については面積変更の設計変更ということは当然あり得ませんけれども、ただ資材につきましては鉄骨関係につきましても、10月1日からトンあたり3千円、4%の値上げがされるだろうと見込まれております。それからセメントにつきましても、10月1日からトンあたり1千円、約9%値上がりするということも見込まれておりますので、そういう意味で事業費的には、3月になってみないとわかりませんが、そういう何か、過不足が生じるってこともあり得るのかなという懸念はありますけれども、契約どおり今のところ順調に進んでいくということでお願いをしているところでございます。

議長

千葉議員。

6番

週1回工程会議ということでいままでの工事とはちょっと違ったかたちで結構

千葉議員

詳細に詰めてくれてるのかなと思ってちょっと安心しましたけども、今ちょっと最後のちょっと話題にというかご答弁ありました、資材のことですね、それから私は労務費の単価もですね、我々が去年から話し合われてた単価とはだいぶ異なってきたのかなというふうに思ってます。今代表的なものとして鉄骨だとかセメント、コンクリートの関係とかも、申し上げられましたけども、その辺の対応ですね、やはり請け負って施行して完成するまで、当然工程管理含めてですね、あるわけですけども、やはりこの資材の高騰部分というのはこれはやっぱり避けて通れない部分というのが施工業者に私はあると思いますのでそれと職人を集める場合も、例えば、もしかしたら道外から連れてくる可能性もあるわけですね。そんなことから、結構割高になっていく。これはもう請負い業者の責任のなかで果たさなくちゃいけないものもたくさんあるのかなと思いますけども、やはり施行してる業者にしてみたら、この単価ではちょっと難しいよという部分がやっぱり出てくる可能性が僕十二分に考えられると思っておりますので、その辺の対応をですね、例えば増額になる部分もやっぱり詳細をきちっと見ながらですね、その辺はやはり業者の請負業者あるいはその資材を提供する業者の動向推移を見ながらですね、タイミングを図って私は進めてもらいたい。せっかくやってもらったけども、逆に業者も大赤字とこんなことにはぜひなってもらいたくないと思っておりますので、その辺の対応については、今後どのように考えているのか、もう一度伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

はい、まず労務費の単価の関係でございしますが、ご承知のとおり、温泉の補正予算、4億数千万、5億近い補正行ったわけですけども、そのときにもご説明しておりましたとおり、当初予算3月時点の予算からみますと、労務賃金が上がっているということで、総額で4億数千万円補正したときに、そのうち労務賃金の単価アップが1億数千万だという説明した記憶がございします。そういうことで、労務単価についても、いま資材10月1日から上がりますけれども、労務単価についても、上がるということは十分懸念されております。どれだけ上がるかっていうのはまだはっきり単価でておりませんので、いくらとは言えませんが、そういう状況にあることは事実でございします。それで、工事完成したときに、議員さん心配されてるのは、事業的に契約額を上回って、結果的に赤字になったということであれば、それは大きな問題でないかということなんですけれども、実は工事受注契約したあとに受注業者と町、発注者とですね、いろんな協議したなかで要するにVE、仕様の内容について協議をした結果、例えばメーカーは問わないよというものが仕様書のなかでいっぱいございします。その分については、受注者側のほうでそういうふうに同等のものであればよろしいということの見直しした時点、かなり数千万ほど、事業費が見直されるというのが実は数字的に出ております。そういう意味で人件費が高騰した

としてもある程度その分、VEで下がった分、補えるかなということで、総体的には結果的には事業費を上回るということはないかなというふうにいまのところ考えております。いずれにしても推移をちょっとみなければ、いま段階でどうなるというのは申し上げられませんが、そういうことになっております。それから、工事につきましては、いま現在、5社の下請企業が入っております。5社の下請け企業につきましては、1社が千歳ですけども残り4社は苫小牧でございます。そういうことで、労務者につきましては、基本的には平取町民ということはないですけども、北海道内の労務者ということで、調達できるといってお聞きしておりますのでご報告申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

議長

千葉議員。

6番  
千葉議員

わかりました。どうか今申されたことですね、しっかりと守っていただいて、いい工事に完成させてあげてほしいというふうに願っております。それでは三つ目のほうにちょっと移りたいと思っておりますけども、これは先ほども一般質問始まって冒頭に申し上げた、物品の関係、特に地元との関係がちょっと、工事の発注前からちょっとぎくしゃくしてた部分、いわゆるそのいまの施設にかわってですね、アンビックスに代わってから、地元とのやりとり、特に物品の流通の関係含めてですね、ちょっと問題点というか、課題が残されたままになっているのかなと思ってますけども、そのあと産業課長のほうからいまこういうふうには是正された部分とか、今後の課題として検討していくよという部分というのも示されたわけがございますけども、やはり、こういった施設ができるということに対してやっぱり地元業者やっぱり基本的には大事にさせていただきたいというのが、私の願いでもあります。特に決済、品物オーダーを受けてそれをお届けして、売っていただいて、それを回収すると、一連のいわゆる商売、商いの仕組みというのは当然のことながら、いままでどおりでいいのかなっていう、地元の業者の私は意見だと思ってるんですけども、やはりそのなかに電子決済とかですね、あるいは単価の問題、それから、回収するべき例えば通常でしたらやっぱりその月に売っていただいた、届けていただいた翌月回収というのがだいたい、いままでの地元の商売のやり方かなというふうに思ってますけども、例えば電子決済によってかなり支払いサイトが後回しになるなあっていう心配も生まれておりますけども、この辺の地元のですね、関係する、商工会も当然関係してくるわけですけども、関係改善に向けて、あるいはその話し合いというのは、いま現在アンビックスのほうとはだいぶ話詰めているのかな、どうなのかなということと、行政としてのやっぱり考え方もちょっと伺っておきたいなと思っております。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えしたいと思います。新施設における備品等の購入、新しい施設の備品ですけれども、それについては当然地元を通しての購入というふうになりますので町が主体になって新しい施設の備品等については納入の事務を今後進めていく、議員言われてるとおり時間的にもあまりないということでスピード感をもって進めていきたいということで地元を当然通して進めていくというようなことでございます。またオープン後の物品の購入や流通等につきましても心配をされているところでございます。みなさん議会のほうも知ってのとおり、今年4月からアンビックス社がいまの施設で指定管理を始めまして、いままでの業者さんとちょっとやり方が違ってきた部分があってかなり戸惑ったり行き違いがあったりということがございました。そういうこともありまして、町商工会が間に入りまして話し合いをして、議員指摘の通り支払いの部分については2か月と最初なっていた部分については、店によっては1か月でということもこれは先の全員協議会のときに報告させていただいておりますけれども、そういうこともアンビックス社できるというような回答を得ております。また発注のシステムにつきましてもネットを使って行うというようなかたちでございましたけれども、取り扱いの金額の少ない商店についてはそれではなくて、伝票、アンビックス社の伝票を使って仕入れ等を行うというのが可能というような話もお互いの話し合いのなかで出ておりますので、かなり改善されてきている部分かなというふうに思っております。仕入れの金額については今後また新しい施設になったときに指定管理業者の責任においてされるようなかたちになりますけれども、今年はじめのようなトラブル、行き違いについてはアンビックス社が2年目となることから、そんなにはないんじゃないかというふうに考えておりますけれども、町のほうも、広く、地元の業者の声を聞きながら、調整できる部分につきましては、協議の場をもっていきたいと思っております。当然、協議の場をもつようなかたちでというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。また取り扱いの金額についても現在の部分からみますと、今度宿泊施設も伴っているということで、金額的にもかなり多くの金額が取引されるようなかたちになるんじゃないかということでアンビックス社長のほうも、その辺もきちっとみてくださというの、話をしておりますので、今年はじめのようなトラブルはないんじゃないかと考えております。また施設についてはびらとり温泉につきましても平取町のランドマーク的な施設、目印ですとか象徴的な施設になりますことからなかで取り扱うものについても地場産品を中心にするですとか、工芸品につきましてももちろん地元のものを買っていただく、農産物についても、食材についてももちろん地元のものを使っていただくというふうに考えておりますし、当然そういうかたちになるというふうに考えておりますし、アンビックス社のほうも指定管理をするに当たってですね、そういう地場産品、平取町の農産物を売りにしながら、PRをしていきたいというような考えでございますので、そういう確認をしております

すので、そのような方向で運営をしていただけるというふうに考えているところでございます。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

そうですね、今課長申されたとおり、ぜひ私もできる限りですね、地元にとって、あるいはそのアンビックス社にとってもですね、いいかたちで推移していただきたいなというふうに思ってますけども、やはり宿泊施設が伴うという話のなかで、例えば、燃料の関係とか、いわゆる物販でない部分も相当私は取引があるのかなというふうに思ってますけども、小額な取引から結構金額的に大きく動く取引からあると思うんですけども、その辺もですね、やはりどのように考えているのかなって私は推測でしか今のところわからない部分もありますけども、100%地元ということには私はならないと思えますけども、私は少なくとも90%以上はですね、できれば100%に近いほうがいいんですけども、地元のものを農産物も含めてですね、例えば、提供されるレストランでのお米からはじまって、あるいはみそ汁の具材ぐらいまで、そのぐらいのことも配慮されたなかでですね、やっぱり地元の農業、我々の基幹産業農業でございまして、そういった人たちも活かされるような、取引にあっていただきたい。だから農協も関係してくることだことだろうし、今言われました商工会の関係もあろうかなというふうに思えますけども、それともう一つはそのなかで、やはりいろんな始まってみないとわからない部分というのも私出てくると思えますんでね。オープンしたあとに、いや地元のほうからこういった問題課題が出てくるよという部分、これはやはり議会としても放置できませんので、その辺についての話し合い協議にはやっぱり、きっちりっと応じていただけるのかな、その部分についての定期的なオープンした後のですね、アンビックス社との考え方、あるいは意見交換を含めてですね私は必要だと思ってますけどもその辺の設置に関しては、改めていままでのベルックスとは違った意味で意見を集約してですね、町民の意見とかも反映させるような場面というのは考えておられるかどうか、その辺伺っておきたいと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。今年度4月からアンビックス社が入ってきた際いろいろなトラブルがあつてですね、地元の業者さんのほうからの苦情等があつて商工会を通して町のほうで立ち会つてアンビックス社と話し合いをしたいというようなかたちで話し合いを何回かしているような状況でございますので、26年4月以降の、新施設になった場合についても先ほど言った指定管理の協定書、仕様書のなかでは出てこない部分ではございますけれども、そのなかの話し合いのなかで定期的にそういう部分の話し合いを指定管理の業者さんとも

ちながら、進めていきたいというふうに交渉していきたいというふうに考えております。以前の業者さんと、町のほう、全然連携がとれていなかったわけではありませんけれども、実際にこういうやり方をやっていたのかという部分があとから明らかになったりして、それはちょっとまずいんじゃないかとかそういう部分が出てきたりもしてましたので、そういうことがないようなかたちで、町としてもどのようなかたちで行っているかっていうのを把握しながら進めていきたいと思っておりますし、その状況につきましては、随時、定期的に議会のみなさんとも協議をしながら、いきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

今ご答弁いただいたとおりに私もぜひ、そのように、定期的なですね、話し合いをもたれて今後は推移していくのがいいのかなと思っておりますのでどうかよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。まだまだ細かいことをあげればきりないぐらい、やっぱり問題点私はもってると思ひますので、その辺のことをやっぱり真摯にやっぱり受けとめてですね、改善していく方向でぜひ進んでいってもらいたいというふうに思っております。それから、次の4点目にちょっと雇用の関係でございますけども、移りたいと思っております。びらとり温泉の新施設完成に向けて、やはり地元ですね、雇用も相当期待している人たちもおられると思ひます。これは、一方通行にはならない、いわゆるその指定管理を受けるアンビックス社の考え方、いわゆる運営方針というのでも反映させなくちゃいけないということでもありますけども、やはり知りたがっているのは、どのような職種があつて、採用の時期はいつなのか。それと募集人員はどのぐらい募集してくれるのかな、それから、雇用条件、例えば、大事なお給料含めてですね、社会保険はどんな塩梅なつてるのかなとかつていう部分、特に来年卒業控えている平取高校の新卒者のなかにおいてもですね、もし地元で、雇用できるなら残りたいと、残って平取町で頑張りしたいという生徒もおられますから、その辺の情報提供、これはもうやっぱりスムーズにやっぱり提供されるべきだなと思っておりますけども、どうもこう聞き伝えでしかですね、多分こうでないの、ああでないのって話しかいまの段階では聞こえてきませんけども、その辺はアンビックス社との考え方含めてですね、今後のびらとり温泉の採用計画についてご答弁を求めたいと思ひます。

議長

産業課長。

産業課長

お答へしたいと思ひます。びらとり温泉の平成26年度からの職員体制につきましては、指定管理を予定しているアンビックス社の計画では、25名から30名程度の人員で運営をしていきたいというふうに聞いております。そのうち



8時間勤務につきましては12名から15名ほど、短時間勤務パートの職員については残りの人員との計画というふうに聞いているところでございます。また新規学卒者につきましてはそのうち2名から4名ほどを予定しているということで、9月の上旬に平取高校のほうに募集の手続きを進めているというようなところでございます。オープン後につきましては不足が出た場合に随時採用していく予定であるというふうに聞いております、当然でございますけれども。また新規採用者につきましては平成26年度以降少なくとも毎年1名程度、1名から2名程度は募集していきたいということでございまして、これにつきましては、他のアンビックス社の施設、新ひだか三石地区の蔵三についても、やはりそういうようなかたちで募集をしてるということでございますので、うちの施設についてもそのようなかたちで進めていく計画というふうに聞いてございます。アンビックス社はそのような採用形態になっているところでございまして、現在、いまのびらとり温泉の職員については14名で運営をしているということでございまして、当初は休みなしで無休でいきたいということを議会のみなさんにも説明したところでございますけれども、3月の中旬に指定管理が決まったということで、その段階でそれまで勤めておりましたびらとり温泉の職員の方は次の職場を探してしまっていて、引き続きという方が何人かしかいないということもございまして、現在、職員は不足している状況で週1回月曜日なんですけれども休んで職員を回している状況でございます。新しい施設については宿泊もございまして、無休で行うということもございまして、早くから職員の雇用については取組んでいきたいというアンビックス社の意向でございます。いずれにしても、12月議会で指定管理の承認を受けたいというふうに考えておりますので、そこで承認を受けて、協定書を結んだ段階で速やかに職員の募集がされるのではないかとこのように思っております。新規学卒については既に平取高校のほうに出しているということでございます。また現在の人員から倍近くの人員になるということで雇用の面でも、平取町において大きな職場になるというふうに考えているところでございます。またうちの町につきましては住宅事情もありまして、地元の雇用であれば、住宅の心配もしなくて済むということでございましてアンビックス社のほうもなるだけ地元の方に勤めていただきたいというふうな意向でありまして、その部分も今後情報等を密に取りながら、連携を密にとりながら、地元の雇用の場の確保をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番  
千葉議員

今概略お聞きいたしました。25名から30名程度でパート含めての人数ということでございます。私この雇用のなかで最もやっぱり心配していることが一つあります。やっぱりそれはなぜかという、どんなことかという、当然のことながら、正規のアンビックス社の社員として、採用していただける人が何人

生まれてくるのかな。パートとか契約社員であれば、という私はちょっと冷めた考え方を持ってますけども、そうならないような方法でできるだけこの施設というよりも、アンビックス社、いわゆるいろんなところに拠点あるいはホテル経営をされているわけですけども、どこに転勤になっても私は正規で働けるんだよっていう、そういったものがなければですね、例えば学生の新卒の方にしてもですね、なかなか入り込んでいけない、そうならない方法というのは私一番最も心配というか懸念をしております。その辺の詰め、お話というのは、ぜひ、アンビックス社の上の人たちともですね、時間をかけてでもいいから1人でも多くの方がですね、正規社員となれるような方法、あるいはその仕事の中身によっては、私はパートで十分と、パートで働きたいんだという人もたくさんいるかと思うんですけども、できればですね、採用条件のなかに、ある程度の年齢になっても、正規で働きたいという希望はやっぱり捨てないでいる方もおりますので、その辺の詳細について、アンビックス社のほうとどのように膝を詰めた話されるのか、そのことについても伺っておきたいと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。議員ご指摘の通り、町としましてもその部分を心配してるところでございますので、正規のアンビックス社社員としての採用について、アンビックス社のほうに強く要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。また働く人の事情によっても短時間の就業が合っているという方もいると思えます。またアンビックス社のほかの施設のだいたい8時間勤務の職員、短時間の職員の割合も先ほど言ったとおりの人数ぐらいのなかでやっているというふうに聞いておりますし、先ほどご質問にありました労働条件等についても、もちろんそういう法令ですとか基準にあったようなかたちでの雇用をしていただけるふうに確認をしておりますので、その部分についても今後も協議を進めながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。またそういう部分についても、議会のほうにも報告しながら、協議を進めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番

千葉議員

ぜひ今言ったことを強く要請という言葉も出てきましたがぜひそのように進めていただきたいなというふうに思っております。これは関連する運営方針についてでありますけども、私はいままでこの温泉新設に向けてさまざまな動きがあったなかで、冷静に考えてみましたらびらとり温泉のコンセプト、売りは何だろうなど。せつかく施設10億もかけて新しくなってますね、既存の温泉とさほど変わらないんじゃないのかなと、それではやっぱりまずいなと私は常々

考えております。そのなかで例えば、アイヌ文化の振興とかです。ね、推進とか伝承も含めた、発信の中心的存在である。それから、びらとりトマト、びらとり和牛も含めた代表食材もあるわけですけども、食材のすばらしさを提供する場所なのか、あるいはその文化的景観を受けて平取の自然を味わっていただくための施設として、そういったコンセプトを持っているのか。あるいはその二風谷に定住移住政策でいま宅地の造成もありますけども、定住移住者にとって非常にすばらしい町なんだよということを訴えていこうとしているのか、私はそのなかで、びらとり温泉の明確なコンセプト、これはオープンする前にですね、ぜひ、大事な話し合いとして私決めていかなくちゃいけないなと思ってますけども、その辺はやっぱり理事者である町長あたりの考え方も伺っておきたいなと思いますけど、どうなんですかね、びらとり温泉、何を前面に押し出していこうとしているのか、あるいは三つあるのか五つあるのか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思います。みなさんもお承知のとおり、平取町の歴史、文化、自然、農畜産物など地域資源を最大限に活かした拠点施設として、その役割を担ってもらえるものというふうに考えてございます。特に、平取のもっている地域特性でございます新鮮な食そして文化と恵まれた自然との組合せによりまして、交流人口、滞留型の人口を増やしながら、雇用の場が増え、生業につながる平取町全体を活性化させるための重要な施設というふうに考えてございます。現在国のイオル事業が展開されてございまして、平取町の自然と文化と農産物の連携によりましてですね、交流人口の増大、積極的に現在推進をしております、町としても、新しい観光産業としての町の活性化につなげていきたいというふうに考えてございます。また、議員からお話ございましたように、平成17年の9月に重要文化的景観地区の6地域の一つとして、二風谷地区が指定されまして、今後はイオル再生事業、あるいは文化的景観との連携を図りながら、町の活性化そして、温泉施設の利用につなげなければならないと考えてございます。さらには、ファミリーランドの周辺については非常に自然が豊かで、これらを活用した健康保養の場としての心理的な癒しを生み出す温泉施設でありたいというふうに考えてございます。そして何よりも、先ほどから申し上げているように、平取町の特産品でありますびらとり牛、あるいはびらとりトマトなどの組み合わせによりまして、利用者の一層の関心を高めることができると考えております。したがって、どこにもない豊かな自然とアイヌ文化そして新鮮な食と連動させた温泉を売りにすることが、将来展望であるというふうに考えておりますので、多くの利用をしていただきたいというふうに期待をしているところでございます。以上です。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

本当にこのことは私はオープンする前にですね、明確な位置づけ、これはやっぱりぜひ皆さんの知恵をいただきながらですね、議会としてもですね、ぜひ取り組んでいきたい課題だと思っておりますのでよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。当然のことながら二風谷にあるびらとり温泉ですけども、いままで既存の自治体が多くしてきた温泉のなかで、なんていうのかな、冒頭にかかるネーミング、例えばとねっこの湯だとか、レコードの湯だとか、あるいはその四季の館どうのこうのというかたちのなかで、近隣にもたくさんあるわけですけども、こういったネーミングなんかでもですね、ぜひ募集をかけてですね、町民から諮っていただきたいという私なりの要望もございますし、それからだいたいの質問終わったわけですけども、町民としてやっぱり心配してるというか懸念している、注目をしているといったほうがいいかな、ことがちょっと何項目かありますので今ちょっと発表したいと思えますけど、既存のいまの施設と何が変わるかといったら当然のことながら全部新しくなるわけなんですけども、やはり施設の入館料、いままでと同じ料金で踏襲してくれるのかなということが、1点、そのなかでは、例えば町民にはこういう方いるんですよ、せっかくお金を掛けた新しい施設になったんだから、やっぱり応分の負担はすべきだという年寄りも正直おります。ご年配の方さまさまざまな意見持っておりますので、その辺もですね、集約しながら私は、新しくオープンするびらとり温泉については、ちゃんとした取り組み、この基本となる地元の人たちに対する恩恵もそうですけども、やはり一定の意見を伺いながらですね、施設の利用料、入館料というのは決めていただきたいなというふうに思っております。それから、これもちょっと話題になってた部分であると思うんですけども、オープンまでにいまの施設にあるお風呂の石はもったいないよね、どこにどのように使われるのかねって意見が相当私の方にも寄せられております。これは、いま解体するわけにいかないから当然のことながら、新しい施設オープンには使われないということは理解してくれたんですけども、例えば、散策道を設けるなかに解体したあと石をですね、大変立派なものも日高石として非常に高価なものもあるということで、やはりその辺の整備もですね、オープンしたあとの2次整備になってくるのか3次整備になってくるのかちょっとわかりませんが、これはぜひ利用したほうがいいんでないかという意見もありますので、その新しい施設内でのオープンしたあとでも構いませんので、検討していただけるのかなというふうに思っております。それからせっかくそのいまでなかったいわゆる露天風呂が一般町民非常に楽しみにしておられますけども、露天風呂にも、せっかく二風谷、石の産地、販売拠点であるから、日高石を使った露天風呂というのは、やはり望むところかなと、望んでるのかなというふうにもうかがわれますので、ぜひ今後の工事の推移も見ながらだと思います。当然予算的なこと

もあると思いますけども、その新しい施設もですね、せめて、露天風呂には、地域性特性を活かした二風谷の石を使ってもらいたいという意見が出ております。それと、これも単純な町民の心配でございますけども、食事はやっぱりレベルアップして、いままで以上の期待を持っていいのかと、期待してるよと言う町民もおられますのでその辺のことについても非常に関心が高いと思われまます。それから、これはお金のかかる話じゃないんですけども、接客対応のことです、いわゆる接遇の部分で当然のことながら、宿泊施設ができるということになると、改めて教育を受けた、社員の方が対応するとは思いますが、さまざまな、例えばオープンしてからも意見が出てくるのかなというふうに思ってますけども、ぜひ町民の意見を聞いてくれて、例えば改善が必要なものについてはですね、改善がなされるような努力はしてくれるのかなという心配もでございます。さまざまなこと含めて、たくさん問題点まだ課題点がありますので、残された時間、詰めれるところは詰める、あるいはその確定するところは確定していく、先ほど冒頭に申し上げたその協定書、大変、運営に対しての骨格となるものですから、この辺も含めて、あるいはその協定書にない取り組み、これは心配するのはやっぱり、やっぱりお役所仕事だねなんて言われないうにですね、さまざまな意見ぜひ聞いていただきたいと思っておりますけども、その辺について再度確認の意味で答弁を求めたいと思っております。

議長

副町長。

副町長

それではただいま千葉議員のご質問にお答えをしたいと思います。何点か町民が危惧してるということ、お話をされましたけども、一つずつできれば、お答えをしていきたいというふうに思います。まず1点目のネーミングの話ですけれども、びらとり温泉ということで、ネーミングそのものについては定着をしておりますけども、老人福祉センター含めてそういうネーミングが正しいのか、親しまれるのかどうなのかその辺についても内部で十分検討させていただきまして、必要であれば、新たな名称の募集も含めて、検討させていただければなというふうに思っております。それと、入館料の話ですけれども、現在500円の入館料で入館をしているわけですが、できれば、いまの価格については上げないで、できればもう少し下げられないのか新しい指定管理者と協議をしてまいりたいというふうに思っております。それには入湯税の取り扱い、あるいは高齢者の減免の取り扱い等いろいろ絡んでくるところがありますので、それも含めて協議をしてさせていただければなというふうに思っております。それと、現浴場の、いわゆる幸太郎石の利活用でございますけども、後ほど山田議員からも現施設の利用についてのご質問ありますけれども、基本的にはいまの現施設の利用についてはまだ、利用計画は立ってございませんので、いまの石そのものは取り出すというような状況にございませんので、その利用方法が決定した段階でどういう利活用をするのか、決定をしていきたいと

いうふうに思っております。また今回、大浴場の露天風呂、そして客室の露天風呂ということで、露天風呂が客室で3か所、大浴場で2か所という露天風呂がつくこととなります。この露天風呂については地元の意思を拝聴しながらですね、露天風呂を設置をしていきたいということで、設計段階から申してしますので、石の大きさ、それらについてはいろいろ設計上の制約がありますので、現在の温泉にあるようなすばらしい石を使うということにはなかなかならないのかなというふうに思いますけれども、何とか、地元の石を使った露天風呂にしていきたいというふうに思っております。あとレストランの食事のレベルアップということでございますけれども、現施設は宿泊施設のない日帰りの施設ということになりますので、一般日帰り客に好まれる食事の提供ということになってますので、正直言って、食事の質もそんなにグレードの高い質ではないというふうには思っております。ただ今度は宿泊施設付きの施設になりますので当然夕食あるいは朝食が宿泊にはセットになりますのでグレードの低いものであるとリピーターは発生してこないということになりますので、食事については質のレベルアップをしながら、提供するようなことで、アンビックスと協議を進めていければなというふうに思っております。またこの接客でございますけれども、アンビックスの他の施設でご覧になった方もいると思いますけれども、それなりに社員教育がされております。そういうようなことで、完成からオープンまでの期間、おそらく短時間のなかでの社員教育にはなるとは思いますけれども、この社員教育にも期待をして、接客の、いわゆる質の高いおもてなしの接客ができるようなそういう対応ができればなというふうに思っております。アンビックスの社長もそういう経営方針でいますので、それについてはまた協議のなかですり合わせをしながら進めていきたいというふうに思っております。どちらにしても先ほど来、千葉議員ご心配されてますとおり12月の定例ということになると、実質3か月ない状況のなかでの協議になります。何とか、議員のみなさんにもご理解していただけるような、協定書あるいは仕様書にしてすばらしい施設にしていきたいというふうに思っておりますので一つよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。以上でおわります。

議長

千葉議員。

6番

千葉議員

長々質問、何項目かあるいはそれに関連した項目にわたってご答弁いただきどうもありがとうございます。町民含めてですね、もっと深くいうといま既存の施設を運営しているむかわ町、それから新冠、静内それから日高町ですか。逆の意味でいろいろ注目されている施設だと思いますけれども、そういった施設がですね、平取町さん大変立派な施設ができたな、利用しても非常にすばらしい施設だなと、いうふうになるようにですね、我々議会のほうにも、ぜひ限られた時間でありませうけれども、できる限りの詳細の中身を詰めてですね、オープンに向けた準備を期待しておるところです。今後もさまざまな課題があると思

ますけども、真摯な対応を議会としても望んでおりますので、どんなことでも構いませんので、今後はですね、また議会のほうにも、報告あるいはその協議持ち込んで詰めの作業をしていただきたいなというふうに思っております。これで私の答弁終わります。答弁はこの今の件については、改めてはあれなんですけども、町長あたりの考え方最後に伺っておきます。

議長 町長。

町長 ただいまのるるご質問いただいたことにつきましてはですね、真摯に受けとめながら、納得したかたちのなかでスムーズに新しい施設に移行できるように、最大の努力をしてみたいというふうに考えております。温泉については先ほど申しましたように、町民の健康施設、あるいは活性化、癒し、安らぎ、福祉というコンセプトをもちながら、町内唯一の温泉として、本当に町民のみなさんに喜んでいただけるような、そういった施設作りを今後、最大の努力をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 千葉議員の質問は終了します。10分間休憩したいと思います。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時 5分)

議長 再開します。8番山田議員を指名します。8番山田議員。

8番山田議員 8番山田です。通告しております二風谷温泉老人福祉センターの今後の利用についてということで質問します。来年度26年4月のオープンを目指し、いよいよ始まりました温泉施設の着工であります。これにより、たくさんの人たちが平取町に来ていただき、交流人口さらには定住移住につながるような平取町の事業計画、さらには、ホテルの利用もしていただき、宿泊していただき、平取町にたくさんのお金を使っただきたいなと思っております。さて今回一般質問させていただく問題、先ほど言いました、現老人福祉センターの今後の利用についてであります。先ほど来、千葉議員の関係の質問のなかで副町長お答えしていただきました。まだ利用の計画はありませんという一言で終わりましたけれども、再度質問させていただき内容に迫っていきたいと考えている次第でございます。正直申し上げていまの温泉宿泊施設は完全なホテルということでございまして、いままでの考え方、どのような考え方でこの老人福祉センターという名前がついたか、定かではございませんけれども、この福祉センターとしての利用、さらには機能この考え方をどのようなかたちでもっていくのか、不明な点でございます。さてそこでこの施設の今後の利用について、町としてはどのような計画を持っておられるのか、その考え方

からお聞かせ願いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えをさせていただきたいと思います。先ほど副町長のほうからの答弁もございましたけれども、新施設平成26年4月に完成後現在のびらとり温泉の利用につきましては、現在の段階では白紙の状態ということでございます。取り壊しをする場合でもかなりの経費がかかるということが予想されますので、再利用、取り壊しについては今後検討し、議会とも協議をしながら、平成28年度から始まります町の総合計画にのせていきたいという考えでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

山田議員。

8番

山田議員

利用計画なしということで、経費もかかるということで再利用または廃棄ということも、含めて今後考えていきたいということでございますけれども、年数はそれなりに経過して、耐震の計画も工事も当然やっていかなければならないという気はしておりますけれども、壊すにはもったいないなという感じがしております。今回の温泉施設に4億9千万の補正を組むのであれば、まだ十分使える金額を投資できるんじゃないかなという気はしております。そういったことで今後28年の総合計画ということでございますけれども、ぜひとも、再利用の方向を考えていただき、それなりの計画を練っていききたいと考えておるところでございます。この現施設ですけれども、福祉センターということですが、先ほど申したとおり、この福祉センターという意味合いのなかでこれはどういう意味合いで建てたものなのか、利用目的、機能含めてその辺の説明、そしてこの福祉センターがなくなったことでいまの建設されている宿泊ホテルの利用で、この利用目的、機能などが代行できるものなのかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えをします。平成26年度にオープンするびらとり温泉につきましては、宿泊施設を伴った施設ということで、町民憩いの場としての利用ができるような施設となる設計もされているところでございます。町としましても、予定をされている指定管理業者におきましても、町民の利用、大いなる利用がなくして健全な経営はあり得ないというような考えでございます。町民の方に来ていただかないと健全経営がしていけないということなので、町民に大いに利用していただけるような施設、宿泊だけじゃなくて日帰りの入浴するお客さん、近隣の町も含めてですね、来ていただきたいということで、新しい施設につつま



しては差別化を図るという意味で実施設計のなかで、炭酸泉ということで、苫小牧近郊、日高にはない温泉の種類を入れながら初めて平取で行うというような温泉も入れながら他の施設との差別化を図っていききたいということで考えているところでございます。当然高齢者のみなさんの利用につきましても、同様の考えでおりますし、アンビックス社の他の施設におきましても、視察に行った際にですね、高齢者の方が日中集まってカラオケ大会をしたり、ゆっくりとくつろいでいるというようなかたちで、大いににぎわっている施設も多々ありますので、うちの施設についても、そういう意味で、高齢者にも優しい、行って楽しかったというような施設になるようなかたちで新しい施設については、運営していききたいというふうに考えているところでございます。そのための料金設定、高齢者のための料金設定ですとかそういう部分については、先ほど副町長答弁したとおり、今後協議しながら料金設定もしていきたいというふうに考えておりますし、三石の蔵三については高齢者が集まってくるそういう広場的なものを横にまたつくるというかたちもできているということでございまして、高齢者の人が横になって休めるような施設も備えているということでございますので、うちについても、玄関から入ったときにごろごろ横になっているのが見えるのがちょっとまずいということで玄関から少し見えないようなかたちの設計もしているということで、高齢者の方にも来ていただく、障害のある方にも優しい施設という町民が来て楽しめる施設ということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。また、いまの現在の施設の老人福祉センターという名前については、補助金を受ける関係で、老人福祉センターという名前がついているというふうに聞いておりますけれども、実際に町内の高齢者が来て楽しんでいくというような施設になってきておりますけれども、今度の施設についてはそういう補助は受けないわけでございますけれども、先ほど言ったとおり、町民の方、高齢者の方、身体の不自由な方が来て、行って楽しかったというような施設になるようなかたちのコンセプトで考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議長

山田議員。

8番

山田議員

利用目的と機能ということで今回の宿泊ホテルにつきましても、十分町民に対応できる福祉センターとしての機能は果たせるという意味合いで今答弁されましたけれども、自分としては町民の方も一部なかでは心配している、気楽にいままでのようなスタイルで行けるのかどうか、宿泊ホテルとなれば、当然一段ちょっと格上げされたようなかたちのなかで、そういったホテルというイメージのなかでは何かいままでどおりに行けるのかね、入れるのかねという心配をする方々も大変多く見受けられると考えられます。そういった意味でこの旧施設の利用についてでありますけれども、いままでどおりのかたちで、町民が極端な話ですけれども、作業着のままでも気楽に入れるような、そんなかたち

の温泉とまではいきませんが、今自分が提案しようとしているのは、デイサービスを基本としたかたちのなかでのそういった町民の憩いの広場みたいなことを計画したらいいんじゃないかということを考えております。今産業課長も申したとおり、十分町民の方が集まって昼寝もできるし、寝ころがってくつろいでやれますよという気はするんですけども、自分の気持ちのなかにもやっぱり宿泊ホテルという感覚がある以上、果たしてそういったことを気楽に町民が理解してその利用をしてくれるかどうかという心配もございます。自分が今前段申したとおり、旧施設をデイサービスセンターとしての機能を基本とした、町民の広場ということをご提案させていただきたいとそういう考え方でおります。このことにつきまして次の質問行きたいんですけども、前回より荷負小学校にもデイサービスセンターを中間的な位置付にもっているなかで、あそこへ建てたらいいんじゃないか、またデイサービスもだんだん利用者、登録者数の減少に伴い、どのようなかたちで運営していったらどうか、この赤字をどうやって解消していくかということでもいろいろ前回の産厚のときでも、いろいろな方策を考えながら、運営していこうとしてますという答弁あったんですけども、これも含めて、デイサービスセンターのこの利用ということをかたちを考えたかどうかということですけどもその辺の考え方について、どのように考えてらっしゃいますか。

議長

産業課長。

産業課長

それでは私のほうから答えられる部分の質問について答えさせていただきたいと思っております。町民の方が新しい施設でいままでどおり気楽に入っていくことができるのかどうか心配してるっていう声があるということでございますけれども、私もそういう声は聞いております。またなかにはですね、多くあった声なんですけれども、私たちが生きてる間に新しい温泉に入れるのかねっていうような声もありまして、ぜひ新しい温泉には来ていただいて、気楽に入りたいということをおっしゃっているところでございます。その部分、心配される部分について、いま温泉がどのような状況になっているか、どういうかたちでできるのか、そういう情報が少ないということでございますので町の広報紙等で実際にできる温泉についてはどういうかたちになるかっていうパース図もいま作っているところでございますので、広報紙等でのせながら今後の利用についてはこういうかたちで考えていますということで、町民の方、高齢者の方、気楽に来ていただけるような施設というのはPRをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また現在の施設の部分で議員おっしゃるとおり、いろんな利用が考えられるんじゃないかということもございまして、これは内部の話し合いのなか出ている意見ですとかそういう部分もあるんですけども、それも含めて今後検討していくというようなかたちになりますけれども、例えば学校等で合宿に来た際に、安く泊まれる

ような宿泊施設として残す、使うのもいいんじゃないかというような意見もございましたし、産業課自体としてはお祭りですとかそういう部分があって、そういうお祭りの備品等の収納する場所にいま困っている状況があります。そういうものをすべてその1か所に納められるような施設として利用することも利便性ではいいんじゃないかということもございますし、なかには文化財のほうであります開拓財産ですとかそういう部分のものが、いま振内のほうに収納しておりますけれども、施設がかなり老朽化しているということもあっていまの温泉のほうにそういうものも納めて展示するのもいいんじゃないかというような、これは決定じゃないんですけども、そういう意見も出ているということで、はじめにお答えさせてもらったとおり今後の施設利用については白紙でございますけれども、山田議員提案されたことも含めて、町民のみなさんの声ですとか、議会のみなさんの声を聞きながら慎重に検討協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。デイサービスの件については担当のほうから答えていただきます。

議長

副町長。

副町長

それでは私からご答弁させていただきたいと思います。先ほど来、庄野課長ご説明して下さるとおり、この現施設については建設後既に35年経過をして老朽化が著しいということで新施設に改修をするということになっております。これがいまの現施設についても解体するにしても、それなりの費用がかかるということで、先ほど説明したとおり再利用について、今後検討させていただきたいということでございます。今、山田議員からご提案のありました、デイサービスセンターに利用したらどうかというお話でございますけれども、前回の産業厚生常任委員会で担当課長からご説明したとおり、現在デイサービスの利用者が減少している傾向にあります。こういう状況のなかで、なかなかその新しい施設を整備するというのは、平取福社会にとっても、町にとっても、かなり厳しいということなのかなというふうに思っております。仮にこの平取デイサービスセンターがこの施設に移転すると想定をしますと、当然、それなりの施設の改修が必要となってまいります。当然、昭和56年以前の建物でございますので、現在の耐震構造に当てはまっていませんので、耐震改修含めて、改修しなきゃならないということで、かなりな改修費用がかかりますし、当然改修ですから、補助対象にはなっていないというような状況になっております。それとですね、以前、先ほどの山田議員のご質問のなかにもありましたとおり、荷負小学校をデイサービスに転用したらどうかという話がございまして、いろいろ検討をいたしました。その結果、断念せざるを得ないという一つの理由のなかで、かつら園とデイサービスセンターを分離して経営するということになると、経営経費がかなり増高するというので、この問題をどうするのかということが、クリアできない。当時民間の業者が入ってくるというような話もありまし

たけども、当然その増高分については、町が負担しなければならない、あるいはその複合施設で整備をしなきゃならないというような状況があつて断念をしたという経緯がございますので、そういうような種々の条件がクリアできなければなかなかいまの施設をデイサービスセンターに転用するというのは、かなり難しいのではないかなというふうに思っております。以上です。

議長

山田議員。

8 番  
山田議員

課長含め副町長の答弁ありましたけど、デイサービスにするには莫大な経費もかかるということでございますし、建ててからの経営の経費も莫大なお金がかかるんじゃないかということでございます。自分先ほどから言っております、デイサービスセンターを基本としたということで考えておりますんで、デイサービスが当然施設としてあつて、そのなかで、町民も集まって来られる憩いの広場、ということも含めて総合的な施設の考え方を提示しているわけでございます。そしてデイサービスセンターですけども、やはりこの間の産厚の課長の説明を聞きますと、人数少ないということはやっぱりデイサービス、魅力あるデイサービスのサービスが、さてなされているのかどうかという疑問を投げかけたいところでございます。当然ながら、お年寄り一人一人身体不自由ですし、やることも限られてくるわけでございますけれども、やはり自分が生きてきた人生のなかでそれぞれ趣味だとか好きなこと、いろいろたくさんあると思います。それなりのやっぱり設備、魅力あるコーナー作りをしていけば、もう少し人が集まるんじゃないかというそういう考え方をしております。安易じゃないですかと言われればそれまでなんですけれどもやはりアンケート調査を行っているということでございますし、個別に回って歩いているということなんで、やはりそういうことも含めたなかでの十分な個人個人が聞き取り調査を行い、自分がこうこうなら、デイサービスセンターに通ってもいいよというそういう方法をまず先につくってからこのデイサービスセンターの経営経費等を十分考えていっていただきたいなと考えております。当然、耐震も含めてでございますけれども、前回つぎ込んだ補正の4億9千万あれば十分な対応できると思うんですけども、その辺の考え方どうでしょうか。

議長

副町長。

副町長

デイサービスセンターの人数、利用者の減少については8月22日に開催しました常任委員会のなかで担当からご説明をしております。その一つの理由としては、利用者の重度化というのがあげられております。デイサービスからショートステイ、そしてかつら園本体への入所ということでそういう移行していく利用が増えてきているというのも一つの理由でございますので、施設の魅力そのものが薄らいできているというようなことが必ずしも利用者減のすべての原

困ではないということでご理解をしていただければなというふうに思っております。それと、正直言って先ほど来庄野課長もご説明してますとおり、この施設の利用については現在白紙でございます。いろんな意見を提案していただいて、どういう利活用するのか決定をしていきたいということでございますので、今、ここで絶対それはできませんよという話ではなくて、例えばそういうような状況があるんでなかなか厳しいですよということであって、それはその補正した額に話を置きかえるという話ではないということでご理解していただければなというふうに思います。以上でございます。

議長

山田議員。

8番

山田議員

嫌味を言ったわけじゃないんで、そのへんはご勘弁してほしいんですけども。自分が考えてるのはデイサービスセンターを基本としたなかで、娯楽設備、その他年寄りのなかでも麻雀、花札、カラオケ好きだよとか、一日中寝てたいよだとか、運動もしたいよ歩きたいんだ、そういう一つ一つの要望を聞きながらですね、やっぱりそういう健康器具だとか、そういう娯楽設備を十分してあげれば、もう少し集まるような気がしております。重度化してますと申しますけれども、町民全体を対象にすると、やはり脳の病気で歩くのも歩行もちょっと困難な方で毎日散歩しておられる方も数名いますけれども、そういう方も含めて、十分話し合いのうえ、その施設に行けば運動もできるし、自分の好きなこともできるよと、そういう施設がぜひできればいいなということで提案しておきたいと思っております。実は今回副町長誘って山口県の議会のほうへ研修旅行にお誘いしたのも、この施設、山口県でやっているわけですがけれども、やはり町民の一人一人、また老人のデイサービスを含めたなかでの意見を聞きながら、もう200種類以上の種類のまあ遊びといえれば終わりなんですけども、やはり自分の趣味に合ったそういうことを、一人一人に体験させてもらえるというような施設でございます。そういうことも含めて、副町長にぜひ今後とも、ぜひ研修に行きまして、こういう施設はやっぱり平取町にいいねと理解をしていただければなと思うことでぜひとも副町長を連れて行ってほしいということで自分言いましたけれども、これも含めて今後の利用、それから認知症も増加しております。みなさんと集まってお話をするだけでもやはり、お年寄りにとっては、それなりの改善をみられるんじゃないかという考え方をしておりますので、先ほど来、課長のほうから、倉庫に使うだとかっていう考えは別にしましてですね、もう少し有意義な考え方、町民が憩いの広場として使えるデイサービスセンターとしても使える施設としても、今話した研修先ですけども、バリアフリーとうことでわざわざバリアがないという施設でございますけども、わざわざ階段つくったり坂道つくったりして、歩行者を健康づくりに導くような施設でございますけども、その辺ももう少し、町全体で研修を積まれてデイサービスセンターを基本とした町民の憩いの広場、そして、言いませんけど名前も考え

ておりますので、ぜひともその辺検討していただくようお願い申し上げたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁申し上げたいと思いますが、既に答弁されておりますけれども、びらとり温泉については、53年建設ということで約35年経過して非常に老朽化しているなかで、現時点での具体的な再利用の計画については、いまの時点ではもっておりません。また解体するにはそれなりの費用が見込まれるということから、今後ファミリーランドの施設内の施設というようなこともございまして、より来訪者の増加を促進するような利用も視野に入れながら、さまざまな利用方法について、コスト比較もしながら検討して明確になりましたら、議会とも相談しながら、発展計画のなかに計上していきたいというふうに考えてございます。先ほど来、いろいろな利用の仕方がだされておりますが、基本的に今後、新しい温泉施設が来春整備されると人の新しい動きも出てくるのが予想されます。それとともに、町としても、交流人口の拡大、あるいは定住対策を積極的に進めている状況のなかで、旧施設の役割がそれなりにまた明確に出てくるのではないかとというふうに考えてございますので、十分、今日出たご意見等も踏まえながら、あまり拙速に答えを出すのではなく、これからじっくりと有効な活用方法について、じっくりと考えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

山田議員の質問は終了いたします。9番藤澤議員を指名します。9番藤澤議員。

9番

藤澤議員

9番藤澤。冒頭にですね、後段のほうにつながりがあるということで、まず一言申し上げますが、この度の雨のなかの沙流川まつり、スタッフの方、お客さんにはもちろんでございしますが、スタッフの方は全員下着もびしょぬれだったという、大変ご苦勞をされて、それでも無事終了させていただいたということで、感謝を申し上げます。まず最初にですね、わが平取町、ざっくり言うと1世紀をこえて、他に、他町に類例をみないですね、パワーのあるフットワークのある、もった行政執行、そして川上町長には、まさに寝食をいとわずご公務をこなされていることについても、敬意を表する次第であります。この間ですね、特にこの半世紀を考えたときにですね、上下水道をはじめとするインフラについては各地ほぼ整備されまして、またちょっと飛びますが、近年には、他町に先駆けて安価で光回線、そして約10億ものシカ柵については発案と同時に一気に設置されたこの行政のご努力にも深く感謝を申し上げる次第であります。おかげさまでこの秋、食害の報告もほとんどなく、天候被害の部分についてはやむを得ない部分もあるかもしれませんが、早速、翌年には効果が出るという非常にいいサイクルでまわっているなど、感じをもっております。また、

新年度に入ってから懸案であった二風谷ダム、そしてこの平取ダムの沙流川総合開発に伴う2ダム1事業がようやく動いたということでまちづくり課長にちょっと伺いますが、振内地区には、市街地再開発という名の整備が行われて、いうところの賛否両論ありながらの船出でしたけれども、山の駅も観光案内所を兼ねて好評であり、結果的には、表向きにはと申しますか美しい町並みとして生まれ変わったわけであります。質問の後段のほうではまた出てくるかと思いますが、この市街地再開発事業は一般でいう市街地再開発事業であったのかどうか、まず伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それではお答え申し上げます。振内市街地の整備事業につきまして、整備の経過等をお話しして答弁に代えさせていただきたいと存じます。振内地区の市街地整備事業につきましては、平成11年から本格的に平取町として整備構想基本計画等の策定に着手をしたという経緯がございます。ご存じのとおり、当該事業は国道237号線の振内道路の整備事業として、当時、地域としても事業の早期着工を強く要請したというようなこともございまして、国土交通省北海道開発局が通常の国道改築事業より早期に実施できる可能性の高い、交通安全事業として認定していただきまして、主に国道の整備といたしましては、歩道の整備等に重点を置いた整備を軸に、周辺の商店等の建てかえ、それから、振内の地域活性化のための町並みの再編成を行う計画内容ということになっておりました。国道の整備といたしましては振内市街地部分延長が1033メートル、用地取得、物件補償等含めまして、総工費といたしまして、27億6千万を費やしまして平成20年度に完成をしたというところでございます。平取町単独としても、この事業に並行いたしまして、地域の方々の意見を集約した振内市街地のまちづくり計画を策定いたしまして、歩道のデザインですとか、街路灯のデザイン、こういったものの設置ですとか、今ご質問にありました山の駅などの建設を進めて現在に至っているというところでございます。

議長

藤澤議員。

9番  
藤澤議員

9番藤澤。後段になぜ今のことを聞いたかというのは、伺うわけでございますけれども、先ほどの続きになりますけれども、平取ダム事業に大きく、通常の10倍ほどの予算がついて、もう完全なゴーサインということで、当然進んでいた貫気別の言うところの市街地再開発、これについても弾みがついて、見通しがついたなどある種の安堵感を持って、現在に至っております。ざっくり大きく分けてですね、昔から言うところの悪い言葉で言えば金太郎あめと言われた時代もありました。本町、振内、貫気別というかたちで、平取町はこの1世紀超、発展してきたんであろうなど。そして、約、町長名でいえば宮田さん時代

あたりから、いやざっくり3町ではだめなんだと、全町のびていかんきゃだめなんだと、そういう・・・にいる我々にはうれしい話も聞こえたこともございますが、さて、振内がいまのように、交通安全系統で整備されて、貫気別が、もちろん豊糠などでも同様でございますが、ダム再開というかたちで市街地が整備されようとしております。さて、もう一つ課長に伺います。核心部分に入るわけですが、今言ったその交通安全のほうの歩道の関係のというもろもろのことを聞いたのはなぜかと申しますと、さて平取本町はそしたらかつら通りは何の事業だったのか、あるいは義経通りは何の事業だったのか、それを確認させてもらおうと、本町地区の市街地再開発については、予算の出所が確定できるかなど、その可能性をまず聞いておかないと話が進まないわけでありませう。まあざっくり本町市街地再開発という名をもってですね今伺いますけれども、いわゆる、交付金なり補助金なり、もろもろのことについて、資金の出所があるのか、あるいは100%ないのか。端的にお答え願います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。本町の市街地再開発の件のご質問ですので、この件についても、いままでの再開発の経緯を若干、前段お答え申し上げたいと思っております。本町市街地の再開発につきましては、平成4年度に本町市街地の再開発基本構想基本計画を策定しております。翌年度平成5年度には本町市街地の整備計画とより具体的なものを策定しまして、本町市街地での再開発を進めてきたというような状況でございます。この計画の概要でございますけれども、四つの大きな柱がございまして、一つ目は、ご質問にありましたかつら通り、町道みどりが丘中央線でございますが、これを軸とした、中心市街地部分の整備、2点目は旧国道いまは道道の管理になっておりますけれども、この部分を軸とした整備、それから3点目はもう一本のバイパスまでのアクセス道路、これ義経通りという名称が付いておりますが、本町山沿線を軸とした整備、それからバイパスから河川側地区の住宅ゾーン等の整備というのも大きな四つの柱として整備を進めてきたという状況でございます。整備手法でございますけれども、まずこの計画のなかでいわゆるタウンセンターゾーンということで、みどりが丘中央線かつら通りを軸とした市街地部分を一番先に整備を進めようというような計画になってございまして、この町道の拡幅と商店等の再配置、それから核となる多目的公共施設の整備を優先して進めてきたというような経緯がございませう。整備手法といたしましては、町道の整備につきましては、平取町が事業主体ということで、町道みどりが丘中央線整備事業といたしまして、国の補助金、これは地方道整備事業道路改築という補助金でございますが、これを活用いたしまして、かつら通り区間延長328メートル、物件補償件数30件、事業費が約10億1600万円というなかで整備を進めまして、11年度に事業を完了したというようなことになっております。中核施設となります現



ふれあいセンターにおきましては、全事業費で22億4千万ということでございまして、これの財源といたしましては、当時の制度にありました地域総合整備事業債を充当いたしまして、整備を図っているということでございます。これは平取町の市街地再開発というのは、通常大きな市などがやる都市開発法に基づいた、市街地再開発ではございまして、あくまでも、それぞれの道路事業であれば、使える補助制度、それから建物であればそれに充当できる起債なり補助金を充当して行ってきたというような状況もございますので、もしこれからまたというようなことがあれば、こういった財源をいまの制度に照らし合わせて充当することは、その整備の内容にもよりますけれども、可能であるというふうには考えてございます。

議長

藤澤議員。

9番  
藤澤議員

9番藤澤。町長お待たせしました。いよいよ町長にお伺いをいたしますが、インフラ整備も含めてこの1世紀あるいは半世紀をもってしてもですね、温泉で、先ほど数字を聞いただけでも35年6年を経過して、もう限界だということになれば、本当に私たちが生まれたころに、あるいは青年期につくられた施設もろもろが限界にきて、おそらく、我々の世代にもろもろが費用がかかってくるのかなというなかでですね、この病院建てかえ、本論は実は病院だったんですが、聞くところによりますと病院の建てかえについての審議会が立ち上がってもう1回目が会合が終わっているということをお聞きしまして、これは、審議会の、いわゆる審議を尊重しなければならない立場ですから、町長に直接もろもろ中身に伺っても小さな声でしか言えないのかな、と、そういうかたちで申し上げますが、実は先ほど冒頭申し上げた温泉、沙流川まつりご苦労様でしたというのは、雨が降りましてね、札幌から家族も来て、孫も来てですから、どうしても行かなきゃならん。まず傘を持って行ってこいと、じいちゃんは用事があるからおまえたちで、まず昼まで行ってこいと、結局1時になったんですが、私はまず、穴あき岩ですか、あそこで約1時間くらい、流入量、上から来る車の流入量を見て、そして、その後ローソンのかどで違法駐車をして、約小1時間、そして役場のほうまで移りましてまた小1時間と、そして1時半ころでしたか、孫たちを迎えに行ったのですが、当然おまつりに来てるわけですから本町への流入、入り込みというのはないんですね。あったとしたら、件数までは指折り数えませんでした、コンビニさんのほうには、結構寄った車はあるように数えておりました。とするとですね、また戻りますけれども、その病院建てかえがもう目の前に来たということは、果たしてこの本町におけるですね、いま道道ですか、になると一番はずれには消防署がありですね、そして郵便局があり、ふれあいセンターがあり、農協さんがあり、ほかにもすし屋さんがいっぱいあるんですが、本屋さんがあり、病院があり、そういうかたちで、まさに本町の目抜き通りがいじれない状態だと、いわゆる町並み整備がちょっ

と遅れてるのかなと、そういうことを考えながら実は雨のなか、失礼でしたが、温泉敷地には入らないでそんなことを考えておりました。この例えば自由な議論と言ってしまうとそれまでなんですが、消防署の前から最低でも病院前まで整備するとか、あるいはもっと延ばして中央公民館前まで延ばしたほうがベターなのかと。もちろんそれには壮大なお金がかかるわけですが、さてそうなった場合に、町立病院については、どこなんだという疑問がいまあちこちから出てきたのが今日の私の質問のきっかけになったわけでありまして。それであれば、だれもが望んで、そして絶対病院はなくさないという町長の決意、そして私たちの決意もあったわけですから、さてそしたら敷地はどこなんだ、単独で考えるよりですね、せっかくの機会ですから、今言ったその町並みのいわゆる再開発整備というものも、一緒に、私は考えたほうがいいのではないかと、消防もあと何年もちますか、半世紀もたないですよ。あと20年でしょいかね。ふれあいセンターも、ぼちぼち補修が出てくる云々となると、いろいろ考えます。そうすると、今言った、ルートといいますか、病院前まであるいは、公民館前までとなりますと、大きな費用を伴って、土地を買収しなきゃならん。そうすると私が今言った、大きなものだけでも、2か所や3か所大きな用地が必要になる。まあ1年2年ではできるものではありませんが私はそういうことを、病院新築ということを知ったときに、まず考えました。そして、先ほど言いました流入、本町に対する流入の件でありまして、どちらかにお答え願えばいいのかな、確か国道から道道に移管するときに、道路あまりいじらないでくれれば道が引き受けますよ、なような条件みたいなのがあったと思うんですけども、

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。先ほども本町市街地の再開発の基本構想のなかで、この計画の柱の一つとして、いまの旧国道、道道に移管されてますが、それを軸とした整備ということも計画の主要な柱として位置づけをしていたということもございまして、タウンセンターゾーン及び義経・・・ですか、本町山沿線もある程度の整備が完了したということで、計画の柱でもありました現道道の整備も、道路を軸とした整備がやはり再開発としては非常に妥当なところだというような判断もありまして、管理を行う北海道に道道の拡幅、歩道等の整備も要請していたというような経緯もございまして。ただその時点で非常に平成12、3年ごろ、地方自治体の財政が非常に逼迫するといったような状況もみられまして、そのような要請を含めて、道としてもなかなか対応が厳しいんだというような回答いただきまして、現時点では、道道移管するなかでの管理が精いっぱいというようなことの限界がありまして、当初、本町の基本構想基本計画がございましたけれども、その部分については町としても一時断念せざるを得ないというような状況になったということもございまして。今後、今ご質問のなかであっ

たいろんな公共施設を含めた、整備をとということでございますが、やはりいままでも振内、貫気別、本町にしてもやはり軸となる道路の整備をやりながら周辺を開発してきたというようなことがございまして、そのようなやり方が、再開発、非常に平取町の再開発としては非常にベターなやり方だったかなというところがございまして、もしいま道道を軸とした整備を図るということであっても、やはり北海道にかなりの負担をお願いするというようなことになろうかというふうに考えてございまして、いまの北海道の姿勢といたしましても、そのような開発に協力いただけるというのは非常に難しいというような想定でございまして、現時点ではこの現道道の整備については、大変厳しい状況であるという認識でございます。以上でございます。

議長

休憩します。

(休憩 午前 11時55分)

(再開 午後 1時00分)

議長

再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。9番藤澤議員。

9番  
藤澤議員

9番藤澤です。午前中にいろいろとお伺いをいたしました。そして、私の提案している事柄については、数パーセントか0.何パーセントか実行できる余地はあるんだなという前提で、お伺いをし、また、質問をするわけではありますが、前段、病院のことを申し上げてこの質問に及んだんだというお話をいたしました。私は、たしか平成19年だったと思うんですが、当時、透析治療患者が21名おられて、町内におられて、いわゆる門別に通って治療を受けていたということ実績を踏まえて、まあ実績って言ったら失礼ですが、これを踏まえて、町立病院で透析治療を行えないのかなという質問をいたしまして、なかなか厳しい、スタッフの確保からもろもろ厳しいという状況であるという回答を得ました。せっかくですので、この4年5年の間にですね状況が変化したのかどうか、あるいはそれ以上ということになれば、先ほど申し上げた、病院の審議会があるようですから、深くは伺えないかと思いますが、その19年にさかのぼってからの現在の状況を軽くで結構です、ご返答願います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

お答えいたします。人工透析治療科の設置につきましては、ただいまの藤澤議員が19年に一般質問されたということでございますけれども、平成22年の第5回町議会定例会におきましても一般質問がありまして、その時に人工透析治療の導入にあたっては、常勤医師、看護師、臨床工学士の確保や病院の改修、機械設備の導入などがありまして、必要性は十分理解しておりますが、今後の

課題として、総合計画も視野に入れながら、検討させていただきたいと答弁させていただいております。なお、この総合計画審議会におきましては、国保病院の改築計画が平成26年度からスタートすることから、人工透析科の設置につきましても、その計画のなかで検討することでご理解をいただいているものと考えております。なおこの改築事業につきましては、平成25年8月に第1回目の検討委員会を開催いたしまして、そのなかで委員長、副委員長の選出や今後のスケジュール等について協議を行っております。委員会の構成は、町議会から4名、一般公募等が4名、役場関係が4名、病院関係4名の合計16名で構成しております。今後委員会で、新病院に求められる医療機能や建設地の検討等を行い、報告書としてまとめられる予定となっておりますので、そのなかで、人工透析科の設置についても、検討していただけるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長

藤澤議員。

9番  
藤澤議員

状況は理解をいたしました。最後のほうになりますけれども、先ほど申しましたいわゆる、再開発等につきまして壮大な事業量になるものと考えますが、病院単発で用地を取得して、云々というのではなくてですね、取りかかるのは一つ一つでしょうけど、やはり、繰り返しになりますけれども、消防署なり、ほかもろもろの耐久性の問題もありますね、この私の言うところの再開発地域には、多くのいわゆる土地確保が必要だと。病院に限らずですね、それをまず、念頭において進めていかなきゃならないのではないかなと考えております。そして、いつか申し上げましたように、そこまで大事業であるならば、例えば、この山の上の一带が高校があり、小学、中学、養護学校がありということで、いうところの文教地区だったり、あるいは、役場周りにそれぞれの行政区がものができるのであれば、その一带を行政区であると、いろいろ福祉区、あるいは商業区いろいろ分けれることも一つの考え方かなと思っております。そして、先ほど申し上げた、町外の方々の流入がやはり町の活性を促すのではないかなという話が前段の続きとして今出てくるわけですが、例えば、町並みづくりとすれば、やっぱり100年の大計、ちょっとやってみるかのようであまりうまくないと思います。町へ入ってきて、何らかの楽しみがあるんだ、何らかの目的があるんだ、例えばですね、今言った山の上の道路、銀杏並木の道路ですね、例えば看板に、私は文教区と言いましたけど、風致地区として、ここは哲学の道など看板を掲げたりですよ、あるいは、ふれあいセンター周りに福祉的なものが点在してくるとここは福祉ゾーンだと言ってみれば健康の番所だと、そういうふうに関国の48か所ではありませんけれども、そうすれば義経通りも出てくるし、かつら通りについてはかつらごろう通りもあるかもしれません。イザベラバードの出発点にも立たれるかもしれません。そういうかたちで、町全体がフットバス化したようななんともこう、あら、ちょっとよってみようかなっ

ていう流入の対策も必要かと思います。総論で結構でございます。先ほど国家100年の大計と言いましたが、平取町100年の大計をですね、町長に話していただきたい。そのように思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答えを申し上げたいと思います。先ほど来ですね、旧国道の道路の整備、あるいは病院の建設地の関係等々出てございましたので、総体的なかたちのなかで答弁させていただきたいと思います。ご存じのとおり、平取町については行政区域が大変広く、大きくは、ご承知のとおり、本町、振内、貫気別に分かれておりまして、公共施設が整備されておりますことから、非常に行政コストが他の町よりかかっている状況でございます。そのようななかで、公共施設の多くが老朽化して更新時期に来てございます。基本的には、どうしても建て替えが必要な公共施設については、それぞれの施設の老朽化の度合いだとか、あるいはその施設の現在の使用頻度、今後の地域での位置づけ、さらにはスクラップすることでの代替措置とのコスト比較などの過程を経ながら、新たな施設を建てるか廃止するか、もしくは補強改修などを行うかなどの判断とですね、また財政計画にのっとりた整備のプライオリティー、優先順位を選択しながら対応しなければならないというふうに考えておりまして、いずれにしても今後第6次の総合計画のなかで、中長期的な視点で検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。前段のまちづくり課長のほうからの答弁と重なりますけれども、本町市街の整備については、国道のバイパス工事に伴う町道みどりが丘中央線かつら通り、そして町道本町の山沿線の義経通りの改良工事、そして、ふれあいセンターびらとりの建設事業を主要事業ということで、独自の市街地の再開発事業を実施してきたところでございまして、市街地の整備については、土地の買収だとか、あるいは交換整理また建物の移転等、多額の事業費を要するために土地の買収、あるいは物件補償が補助対象となるような主要事業と組み合わせながら、財政負担の軽減を図って今日、整備をしてきたところでございます。いずれにしても、市街地の整備については、コンパクトで機能的なまちづくりが求められておりますので、当町におきましても、ご承知のとおり、人口が減少して、超高齢化社会を迎えようとしております。いま町は空き地、あるいは空き店舗などが想定されて深く広がり、車がなければ生活しにくい格差型の構造となってきました。そこで超高齢化社会を迎えるなかで、高齢者も含めた多くの人たちが暮らしやすい町にするためには、できるだけ拡散していくことに歯止めをかけることにも留意をしていくべきだというふうに、基本的に考えているところでございます。また現在の旧国道の拡幅整備については、従来から課題として残ってございましたが、バイパス道路の整備をする時点で、国から、北海道に道道として引き継ぐ段階で現道の拡幅を前提としないかたちのなかで、引継ぎであった

というふうに聞いてございます。そういったことで、現道の風化してきた縁石の除去だとか、あるいは排水溝の軽微な修理程度で、引継いだことはご承知のとおりでございます。今後、道の財政状況からは旧国道の現在の道道の拡幅分を含めた道路整備については、これは膨大な事業費を要することから、現時点では大変難しいものがございます。町として今後当面課題としております病院、あるいは将来的には役場、福祉施設も含めて公共施設の建てかえ等が出てまいります。100年の計というようなお話もございましたけれども、やはり、50年先、100年先を見据えながら、市街地が拡散しないように、地域の協力を得ながら、できるだけ町民のみなさんが不便を生じないようなコンパクトなまちづくりに最大の努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。先ほど藤澤議員のご指摘のとおり、小中学校、養護学校などがございまして、いわゆる文教区とすれば、行政区、あるいは福祉区、商業区、医療区など、わかりやすい集積の仕方もこれは本当に一つの方法であろうと思いますので、今後、まちづくりに合わせながら将来を見据えて参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。いずれにしても、本町市街地については山が押し迫った非常に細長い町並みを形成しておりまして、その当時から現道を拡幅するには膨大な経費がかかることから、開発局と町、さらには地域と協議をしながらバイパス道路にすることに選択をしたものというふうに思っております。しかしながら、人口減少、あるいは、長引く景気の低迷、後継者不足等を考えたときに、本町市街地は空き店舗、空き地などの空洞化がさらに想定されますので、総合的な市街地のあり方を考えていくことは重要でございますので、今後必要に応じて、商工会、また関係者とも、十分協議をしてみたいというふうに考えてございます。繰り返しになりますが、26年度には第6次の総合計画の策定が始まりますので、財政状況の見通し、あるいは健全性を踏まえながら慎重に検討をしてみたいというふうに考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。以上でございます。

議長

藤澤議員。

9番  
藤澤議員

最後まで、この言葉を言うべきか言わないべきか、真ん中ごろに用意してたわけですが、やはり声として届けておかなきゃならないなど。答弁は要りません。この透析治療に通うのが大変で、住み慣れた平取を離れるんだという方がおられます。私も、お二方が夫婦でみえまして、涙ながらに私に頼みに来たのではなくさよならに来たのだという、本当にこう私も泣きました。申しわけないともいいました。そういう現実もあったということですね、お伝えして、そして、透析に限らず、いわゆる、医療弱者というんですかね、生活弱者も同じことではありますが、今回に限ってはこの医療弱者のことも、十分お考えになっていただければありがたいなど、いう気持ちで質問を終わります。

議長

町長。

町長

それでは最後にお答え申し上げたいと思います。ただいまの人工透析の現状について、お話がございましたけれども、現在当町には約17名の人工透析患者の方がいらっしゃいまして、ほとんどの方が、日高の門別国保病院で人工透析治療を行ってございまして、治療時間については、週3回、1日4、5時間を要するというようなことで、その治療については、大変体力を消耗して、個人で通院、運転等が大変苦痛となっております、町としても補助も行っているところでございますが、今後、検討委員会のなかで十分議論されるのではないかとこのように思いますので、ご理解願いたいというふうに思います。また今後の国保病院の役割でございまして、地域の一次医療を提供する唯一の町立病院というように、地域医療を担ってございまして、ますます高齢化が進むなかで、救急指定病院としても、24時間の診療体制を継続して、町民の皆さんがいつでも安全で安心して医療サービスが受けられる診療体制、病院運営を維持存続をさせていきたいというふうに思っております。そのためにも、国保病院の1日も早い建設をしながら、医療サービスの充実を図りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

藤澤議員の質問は終了します。続きまして、10番平村議員を指名します。平村議員。

10番  
平村議員

10番平村です。先に通告しております森林、林業を推進する人材育成についてと軽度認知症障害の早期発見予防についての2点について質問いたします。それでは1点目の森林、林業を推進する人材育成について質問いたします。私たちの生活は森林から多くの恩恵を受けて成り立っています。森林の働きとして洪水を緩和して、良質な水をはぐくむ水源涵養機能をはじめ、生態系の保全や景観、地域の多様性などの文化機能など、多面的な役割を果たしています。こうした機能に加えて、近年二酸化炭素CO<sub>2</sub>吸収源として森林の役割が高まっています。今日は、国が策定した森林、林業の基本方針のなかに、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策として、平成21年12月の森林・林業再生プランを踏まえ、23年7月に策定した森林・林業基本計画で専門的な知識、技術を有する日本型の「フォレスター」と「森林施業プランナー」制度を計画されておりまして、北海道では、平成25年度から各自治体に森林整備の指導を行うフォレスターと森林所有者に代わって森林経営計画の作成などを担う森林施業プランナーをそれぞれ配置し、専門知識や技術を持つ人材を育てるといった基本的な考え方が出されており、これらを踏まえて質問いたします。当町の森林面積は6万2779ヘクタール、町有林は3587ヘクタール、民有林は1万7679ヘクタールで、このうち個人民有林は1万178ヘクタールとな

っているようですが、このなかで、特に民有林整備については、当初町単独で補助制度をつくって、造林、間伐、下刈などの森林整備を支援してきたようですが、いまは国の森林整備地域活動支援交付金制度を活用して森林整備の促進と施業の負担軽減対策が講じられています。そこで、今後、国、道のフォレスターの人材育成方針を受けて検討されていると思いますが、先ほども申し上げましたが、森林は多面的な機能を果たされておりまして、当町の基盤産業は林業でもあります。当町の森林・林業を総合的に推進するためにも、指導力を発揮できる専門的な知識、技術を有した、フォレスターの人材育成と民有林整備を推進するために森林組合にプランナーの人材育成が持続的な森林経営の推進に必要なではと考えていますが、町長の所見をお伺いします。

議長

産業課長。

産業課長

それではお答えしたいと思います。フォレスター制度につきましては、森林の有する多面的機能の持続的発揮及び安定供給と利用拡大に必要な体制を構築し、10年後の木材自給率50%以上を目指すとした平成21年12月、先ほど議員指摘のとおり森林・林業再生プラン、それに基づく平成23年7月26日閣議決定をされております森林・林業基本計画により創設をされました。林業普及指導員の新しい認定制度でございまして制度の名称につきましては、森林総合管理士というなかたちになってございます。平成25年度より、林業普及指導員試験に新設されまして、試験が行われるようになりまして本年度につきましては、7月20日、21日に北海道をはじめ全国8会場で試験が実施されているところでございます。その筆記試験に合格した人につきましては11月12日から始まります口述試験、口頭で述べる試験でございますけれども、それを経て、12月に初めて合格者が出るというようなスケジュールで進んでいるところでございます。平取町におきましては戦後造林されました町有林のカラマツ人工林は伐期を迎えているところでございまして、毎年30ヘクタールの更新伐を予定しているところであります。皆伐、造林、間伐、皆伐を繰り返すことで安定した森林経営を行うことができ、平取町としても今年度からスタートした森林経営計画のなかで、40年をサイクルとした森林経営を計画しているところであります。森林施業につきましては、現地確認をはじめとしまして、計画の実現に向け、専門的な知識が求められております。職員の専門研修派遣など、いままでも行ってきておりますけれども、今後ますます専門職が求められてくるところでございます。平取町では本年度から2年間、北海道より林業専門指導員を派遣していただき、計画作成から実践まで既に指導に当たってもらっているところでございます。フォレスター制度につきましては都道府県職員だけでなく、市町村職員にも門戸が広がっておりますので担当者の資格取得につきまして、積極的に町としてもサポートをしていく考えでございます。また議員おっしゃるとおり、森林施業プランナーにつきましては、



森林所有者が森林経営計画を立てる際に指導助言を行う人材でありまして、人材育成については、森林組合に求められているところでございます。現在沙流川森林組合では2名のプランナーがおりまして、組合員の森林経営計画樹立に積極的にかかわってきているところでございますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。以上でございます。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

フォレスターのほうはまだこれからというような段階のようですが、プランナーが森林組合のほうに2名いるということですが、専門職の人材育成という視点から、また再質問したいんですけども、当町の行政組織機構を見てみますと、専門的知識や技術を持った職員の配置が必要な部署に配置されず、一般事務職を含めた全体の人事のなかで、職員の異動がなされているように感じます。ここで具体的に何点か例を挙げて申し上げますが、教育委員会の所轄のなかにもかかわっていますが社会教育主事の配置のことですが、以前は道が職員を派遣している間に、町の職員を社会教育主事の資格を取得して、生涯学習活動に熱意をもって取り組んでおられました。その職員を配置転換し、現在は社会教育主事の資格のない職員が配置されていると思います。また、生涯学習活動は、まちづくりの大きな柱でもあり、専門職の配置が求められていると思います。ただいま一般質問しています、森林・林業にしても、林務業務に従事した経験のない職員が配置されています。このほか、建設水道課、水道と生活雑排水の部署にしても、まったく未経験な職員が配置されたりしています。町では各種の計画等を立てられていますが、その計画を実際に動かすのはその職務にあたる担当職員の専門的知識と技術を持ち合わせていないと行政効果は期待できないと私なりに考えています。そこでお伺いしたいことは、先ほども触れておりますが、町の林務担当者もまったく経験のない部署から業務を遂行することは大変なものと推察しています。今後、当町の森林整備計画に基づく森林・林業の推進はもとより、民有林整備の指導と推進、現在進められていますイオルの森の施業と外部の専門家の指導のもとで事業をやられているように伺っていますが、町は国有林と協定締結した21世紀アイヌ文化伝承の森と三井物産社有林とアイヌ文化の保全と振興の協定締結をなされています。こうしたプロジェクトも今後具体的な活動が始まるものと思います。今申し上げました諸点を考えたとき、町に専門的かつ高度の知識となる技術を持ったフォレスターの人材育成が求められていると思いますので、北海道と連携し、取り組みも連携しながら取り組む必要があると考えています。これは、今後、当町の森林・林業を総合的に進めていく重要な案件でございますので、町長の所見を伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

いろいろと専門職の関係で質問がありましたけれども、産業課は林務関係に関する部分についてお答えをさせていただきたいと思えます。先ほど、お答えしたとおり、フォレスター制度、25年度から新設されて試験が行われ、25年度に初めて合格者が発表されるというようなかたちになってきております。当町としましても先ほど申しましたとおり、町有林の循環経営計画につきまして、40年のサイクルで行っていききたいという計画がございまして、それを計画、実施していくためにも専門的な職員が必要という観点から、今年度、北海道森林室平取事務所におりました職員について、町のほうに派遣をしていただいて、2年間の期間ですけれどもその間に指導をしていただく、また、町のなかでフォレスターを育成していく手助けをしていただきたいという、構想もありましてきていただいているような状況になってございます。また町有林の管理をする関係で町のほうに調査班という職員がおりまして、町有林管理等を行っておりますけれども、そのなかで若い人を入れて町有林の管理、きちんとしたかたちの管理をしていきたい、専門的な職員として育てていきたいということで、今年の4月から森林組合におりました若い職員につきまして、森林組合のほうに無理を言いまして、町のほうに現在のところ嘱託職員というかたちですけれども、来ていただいて町有林の把握ですとか、そういう専門的な研修に出してですね、将来的にフォレスターの資格を取ってもらいたいということでいま育てているところであります。いま道のほうから派遣していただいている職員については大変優秀な職員でありまして、その職員がいる間に何とか若い職員に専門的なフォレスターになってもらうようなかたちで研修をしてもらうということで進んでおりますのでご理解いただきたいというふうに思っているところでございます。森林関係の部分については以上になります。

議長

町長。

町長

そのほかに今年度、水道の関係についても、将来大きく整備をしていかなければならないこと、あるいは土木についても、やはり災害等についても、やはり実践力のある者ということで、昨年、中堅職員を採用して、即戦力になる職員を採用しながら、職員の充実を図っているところでございますので答弁いたします。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

だんだんにそういう考え方で職員が嘱託で入ってきてるのもわかっていますけれども、全体的にぐるぐる回って技術者が役場に入ったときは技術者で入ったのに、一般職のほうの課長になったりとかいろいろな面がまだ多々あると思えますのでその辺ももう少し考えて、職員の能力を活かしてやってほしいと思

ます。また、森林プランナーの人材育成にかかわって質問いたしますけれども、当町の民有林は、社有林を除いた面積は1万178ヘクタールで、このうち森林組合員が所有しているのが、4808ヘクタールで残りの5370ヘクタールは一般の森林所有者となっています。森林組合員の所有林は組合の指導のもとで整備されていると思いますが、問題はこの5370ヘクタールの一般森林所有者の森林整備の推進に課題を掲げているのではないかと考えています。今後、民有林を総合的に整備するには、森林所有者と合意形成を図り、森林施業計画作成などの中核を担う森林施業プランナーの充実が求められていると思いますが、町長の所見を森林組合との指導についてお伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。議員指摘のとおり平取町では民有林が1万7679ヘクタール、社有林がそのうち7501ヘクタール、個人が1万177ヘクタール、うち森林組合の組合員が所有している部分については4808ヘクタールほどということでそれ以外については、森林組合に入っていない方の森林所有者というようなかたちになっておりまして、その方たちに対する、指導をどのようなかたちで進めていくかというように質問されていると思いますので、答えたいと思います。森林組合以外の森林所有者に対する、指導体制につきましては、森林所有者を対象として、ここ2年間でありまして毎年、町内3地区におきまして、森林経営計画の説明会を実施しております。その説明会につきましてはまちだよりですとか直接手紙等で、森林所有者に文書で出したり、積極的に参加を呼びかけているところがございます、その説明会のなかで、町、森林組合、また北海道の森林室平取事務所の職員にも参加をしていただきまして出席者からの質問に答えたり、指導助言を行っているところがございます、今後も引き続き実施をしていく方針であります。ただなかなか自分の世代で森林を持っていて整備して、お金になるかということ、次の世代、その孫の世代というようなこともありまして、なかなか森林整備に関心がない、興味がないという、森林所有者がいるような状況でありますし、また町外にいる方が持っているということで、なかなかそういう説明会等に参加してもらえない状況がありますけれども、今後も積極的にそういう説明会があるという周知をしながら、来ていただいて話を聞いていただくと、そういうふうに行けば何とかうまく森林を経営していけるんだというようなかたちで感想をもっただけというような状況もありますので、そういうかたちで指導をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお伺いしたいと思います。

議長

平村議員。

10番

いま、町のほうでもそれから森林組合のほうでもいろいろとそういう計画のな

平村議員

かが進んでいるようでございますが、このあいだもちよっと、森林組合のほうで、青年林業士というので2人ほど北海道のほうで平取町の森林所有者のなかから認定されて活動しているっていうことも知りました。そういうことのなかで、先進的な取り組みをこれからも民間整備事業に期待をしていますが、今後指導体制のなかで、森林組合員以外の一般の森林所有者の方たちの分を今後町としてぜひ連携を取りながら一緒に活動していただきたいと思います。それでは2点目の、軽度認知障害の早期発見予防について質問いたします。厚生労働省によると、65歳以上の高齢者の占める全国の認知症患者は平成24年度時点で462万人と推定され、通常な老化による物忘れと認知症の中間状態である軽度認知障害は約400万人と推計されています。認知症になると、通常の老化よりも早く認知機能が低下し、日常生活に影響を及ぼします。現在、認知症早期発見、予防するためには、その前の段階とされる、軽度の認知障害の時期に運動や生活習慣の改善など、認知症機能低下を予防することが最も効果的であると考えられています。この早期発見、予防対策の取り組みとして、アメリカで開発された脳の健康チェックテスト、コンピューターによる物忘れスクリーニング検査、認知症予防教室、認知症を正しく理解していただくための認知症啓発活動など複合的な組み合わせが、検診計画のなかに位置づけられて取り組んでいる先進的な自治体もございますが、今後、認知症の高齢者が増加しているなかで、住み慣れた地域で生活し続けられる環境づくりのため、検診計画のなかで、早期発見、予防対策を位置づけして、継続的に取り組む体制が必要であると考えていますが、町長の所見をお伺いしたいことと、認知症対策5か年計画で早期診断、早期対応の目玉として期待されているのは、認知症初期集中支援チームですが、これは、看護師、保健師、作業療法士などで構成するもので、地域包括支援センターに配置し、認知症高齢者や家族に対して、自立した生活に向けた、サポートを行うことになっているようですが、この取り組みの現状についてお伺いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、平村議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。はじめに、脳の健康チェックテストについてであります。町は介護予防事業において、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対する介護予防チェックリストのなかで、認知症の初期症状を疑うためのチェックは行っておりますが、単体で詳細な先ほど平村議員ご指摘の脳の健康チェックは現在これを実施をしております。このことにつきましては、現在必ずしも十分な体制が取れているとは言いがたいのが現状でありますので、今後、保健師等専門職員の体制の整備や、予算面など、内部で協議をいたしまして、他町の事例も参考にさせていただきながら、町民に対する効果的な健康チェックや、保健指導体制につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。次に、認知症初期集中支援チ

ームについてのご質問であります。これは昨年12月の町議会定例会におきまして、平村議員からご質問いただいた、厚生労働省の認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランのメニューの一つに掲げられているものでございまして、認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業として、本年度全国14か所で、国の補助金を受けて実施する先進地モデル事業であります。支援チームの人員配置要件として看護師や作業療法士、あるいは介護福祉士や精神保健士などの専門職に加えて、認知症に対して専門的見識からアドバイスが可能な専門の医師を加えた最低3名体制を確保しなければならないとされております。設備要件といたしまして、24時間365日、認知症の方からの緊急連絡体制の確保ができる施設を拠点とすることが必要だということになっておりまして、家庭訪問する場合にも専門職員2名以上の体制で行い、必要に応じて専門の医師が同行するというものであります。事業主体は市町村でありまして、病院や診療所に委託することができます。本年度は、北海道では苫小牧市がこれを実施する予定であるほか、道外では福島県福島市、群馬県前橋市、東京都世田谷区、長野県長野市、兵庫県神戸市など、結果として都道府県の中核となるような、人口の多い自治体の実施する予定となっております。国からの補助金は1000万円が上限でありまして、単年度の補助事業であります。苫小牧市は、市内にある道央佐藤病院にこの事業を委託して行い、作業療法士、精神保健福祉士、精神科専門医師による3名体制でこれを実施する予定となっております。以上のことから、結論といたしまして、認知症初期集中支援チーム設置促進モデル事業につきまして、平取町におきましては要件を満たし、事業を実施できる人材、施設等の条件が整っていないこと、加えて、これが単年度の補助事業であるということから、来年度以降の財源措置がないことなどを考慮し、平取町はこれに応募をいたしていないのが現状であります。平村議員からご指摘をいただきました厚生労働省による、認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランにつきましては、議会の一般質問でも取り上げられた事項であることを前置きした上で、私のほうから公式の会議の席上、日高振興局側に迅速な情報を求めてまいりましたけれども、日高振興局や静内保健所サイドからほとんど情報が流れてまいりませんため、北海道庁の担当者に確認いたしましたところ、この春の国の予算成立後、厚生労働省からの動きとして、本件モデル事業に関しましてはこの7月に内示を受けただけで、それ以外のメニューの事業については、現在まで国から道に対して内示が行われていない状況、端的に申し上げまして、国の動きが遅い状況にあります。また、オレンジプランに関する国のスケジュールの考え方といたしまして、25年本年度と、来年度26年度は先ほど申し上げましたような、先進自治体でのモデル事業として行われることを想定しておりまして、27年度から当該モデル事業の実施状況を国が検証して、その後全国に普及させるための制度化を検討するというところでオレンジプラン5か年計画の最終年である、平成29年度に向けて検討するということになっております。平取町といたしましては、今後の国の動きに注

目してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

事業がまだ進んでいないということなんでしょうけれども、認知症を正しく理解していただくために、認知症啓発活動などを複合的に組み合わせをする必要があるのではないかと思います。また認知症の早期予防に関連して、認知症サポーター養成等について質問します。私は平成21年3月の町議会でも、認知症サポーターの養成にあたって自治会、商工会、JA、金融機関などと連携して養成講座を開設し地域ぐるみでサポートする体制づくりの必要性について質問しています。訪問ヘルパーも現在154名を養成しているなかで、認知症サポーター養成講座も関係機関に呼びかけて、地域ぐるみで見守れる体制を進めたいと考えて答弁されていまして。またその後24年12月の議会でも、今後の認知症施策の方向性について、質問しておりますが、その答弁のなかでも地域での日常生活、家庭の支援強化の活動として、22年度から認知症サポーター養成講座を開設しているとのこと。またそれから平成24年度からはサポーターを指導するキャラバンメイトの養成講座を開設されて、人材育成に努めておられます。それは、私も参加しておりますけれども、大変感謝しています。ただその、お伺いしたいことは、そのサポーター養成についても、各団体、老人クラブとか婦人会その他自治会等で養成にはあっているんですけども、その後の認知症サポーター養成講座の事業実施要綱のなかで、計画的に実施されているのはわかるんですけど、そのあとの次の段階に何のあれもないんですよね。まず私たちは婦人会でも養成講座をやりました。でもそのあと1年間何の返答もないですし、どういうふうなことをやったらいいのかなかなかそこら辺が団体としても、本当の声かけ程度しかできないでいます。まず一つ目にはこの実施要綱には、講座開設活動計画等について定められていると思いますが、実施要綱の概要についてお伺いします。また、二つ目はサポーターの養成に当たっては、関係機関との連携で、地域ぐるみで取り組むことになっていますが、関係機関との活動の連携はどうなっているのか、その辺も、ちょっと疑問に思いますし、22年度から講座開設の回数と受講者数、サポーター活動は継続性をもった活動が重要であると痛感していますが、サポーターの活動計画など、現状についてどのようになっているのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。また、サポーターを指導するキャラバンメイトのことですが、これも私も参加したんですけどもそのあと、どういう職種を対象にして講座を開設していくのか、また現在どのくらい要請し、活動されているのかその辺についても、お伺いしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

お答えを申し上げます。平取町認知症サポーター養成事業実施要綱というものがございまして、これにつきましては、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的とするということで目的に掲げまして、平取町内の地域職域、学校等において認知症の人と家族を支える意欲を持つ方を対象とするということで、対象者を規定しております。認知症のサポーター養成講座につきましては、平成25年度、本年度の開催につきましてはすでに4回開設をしております。現在まで認知症サポーターは現在232名で男性60名と女性172名で、認知症サポーターの指導者となる認知症キャラバンメイトは16名、男性3名、女性13名となっております。今後も、まちだより、広報びらとり及び関係者の勧奨等を通じて、これを開催しまして、私どもといたしましては、全部で500名の認知症サポーター、町民約10人に1人の割合の方の認知症サポーターを養成することを目標に掲げて活動いたしております。その意味で、現在その後のですね、議員質問された認知症サポーター養成講座のその後のことというのは、現在具体的には実施をしておりますが、認知症について内容を理解する方を町民10人に1人あたりの割合で養成することによることを最初に第一目標として掲げまして、その後、認知症サポーターの方にその後どういふことをしていただくということについては今後、具体的にご提案をさせていただきたいと思っております。キャラバンメイトにつきましては、議員ご案内のとおり、認知症サポーターの指導者、先生となる方を認知症キャラバンメイトと称してございまして、この昨年度の開催につきましては、道内市町村事業として、平取、浦河の2町のみが実施した事業でございます。関係機関との連携につきましては、今後、内部で協議をいたしまして当初先ほど申し上げましたように、認知症を正しく理解していただく方、認証サポーターの数を最初第一目標として増やすということのなかで、その後、現実的にフォローアップ、スキルアップの研修につきましては、具体的に今後検討しまして、ご提案させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

目標は500名にしてサポーター養成を順次やっているのは私たちもわかっているんですけども、ただサポーター養成を受けて、そのまんまで、なかなかその前に進まない点がちょっとはがゆいかなと思います。その点をもう少し地域のほうにおろしながら、いまこういうことをやったらどうだろうとかそういう地区ごととか団体ごとに指導していただけたらもっとスムーズにいくのではないかな、ただ人数だけをたくさん取りましたよ、たくさん取りましたよってオレンジのあれをもらったんですけど、それだけではなかなか住民に浸透されませんし、またいま本当に初期の認知症の方が段々もう私たちの周りにもいま

すし、本当に私たちがならないという保障もありませんので、本当に早急にそういう対策をやっていただきたいと思います。また訪問支援を行う専門スタッフの組織体制についてなんですけれども、平取町にもいるにはいるんですけど、だんだん強化しながらも、国では25年度から始まる認知症対策の5か年計画のなかに専門チームが家庭訪問し、認知症の早期対応につなげるモデル事業をスタートさせています。また、認知症の早期診断を実施する医療機関の拡大なども進めているようです。また、認知症サポートを平成24年度末から350万人から600万人に増やすと国ではうちだしていますけれども、今私が申しましたように、やはり認知症の早期発見、早期対応を進めてかかせないのは、訪問支援を行う専門スタッフの人材と育成が地域包括支援センター組織体制のなかには本当に重要だと思しますので、まだまだ足りないのではないかと思いますので、その辺の重要課題である職員体制について今後どのように考えているか町長にお伺いしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

私のほうから申し上げたいと思います。軽度認知症の方の訪問支援を行う専門スタッフの組織体制についてのご質問でございますが、現在、保健福祉課のなかの介護支援係、これは地域包括支援センターと申しますが、そこで保健師2名、社会福祉士1名、計3名、それと保健推進係、保健師3名の合計6名で行っておりますが、認知症につきましては主に介護支援係、地域包括支援センターの職員がこれを行っております。平成24年度1年間に介護支援係に対する相談の数は602件でありましたが、そのうち訪問が139件ございました。この組織体制につきましても、今後ますます認知症の方あるいは高齢者の方が増えてくると予想される現状のなかで、そのことを十分認識をしておりますので、今後内部で検討させていただいて、私ども担当といたしましては、体制を強化整備していただく方向で私といたしましては協議させていただきたいというふうに考えて、内部で検討したいと思います。以上です。

議長

平村議員。

10番  
平村議員

わかりましたけれども、今年も平取町では認知症の対策としてグループホームを振内のほうに18人のグループホームをつくっていただいたんですけども、本町のほうにも本当に認知症の方が次々と早期、軽い方がたくさんいらっしゃいます。そういうなかで、ぜひ、町長も今後平取町とか貫気別とか各地区にそういう計画をなかにおいていただかないと本当にあの職員ばかりじゃなく、施設もありませんのでその辺の考え方もあわせてお伺いして終わりにしたいと思います。



議長

町長。

町長

それでは私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。平取町の高齢者福祉対策としての基本的な考え方については、やはり在宅介護を含めた福祉サービスを中心としながら、高齢者のみなさんが、地域で安心して暮らせることが一番望ましいというふうに考えてございます。町としても、地域の包括支援センターが中心となりながら、在宅サービスに重点を置きながら、取り組んでいるところでございます。そういった意味で、今ご指摘の通り、その組織体制についても、どうあるべきかということについては、内部で十分協議しながら、強化できるところは強化をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。さらなる高齢化の進行に伴って、認知症高齢者の増加が予想されておりますので、今後についても、認知症についての正しい理解の促進、家族介護者への支援、あるいは認知症高齢者の権利擁護のための取り組みなど、認知症高齢者が尊厳を持ちながら自立した生活を送ることができる環境づくりにこれからも最善を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。今、平村議員が申されたように、町として最優先課題ということで、認知症施設でありますグループホームを振内町に今年の4月にオープンをしたところでございますけれども、次の本町あるいは貫気別の関係については、今度は第6期の高齢者介護福祉計画の策定が入ってまいりますので、そういったなかで十分に議論を深めていただきながら、その対応について、考えてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。また国の動向がどんどん変わってきておりますので、これらの国の動向等見きわめながら、今後とも、平取らしい認知症対策を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長

平村議員の質問は終了いたします。続きまして、7番松原議員を指名します。  
7番松原議員。

7番  
松原議員

7番松原です。先に通告してありますお年寄りにやさしいまちづくりについて2点をお伺いいたします。1点目、地域内での福祉施設の集約について。二つ目は、福祉・・・のまちづくりの再開発プロジェクトチームの設置について2点をお伺いいたしたいと思っております。地域内での福祉施設の集約についてですが、平取町は人口の減少が続き超高齢化社会に向かっております。将来の人口推計調査によりますと、平取町の7年後の平成32年には4436人と推計されておりますが、高齢者の方にとっては平取町で一生住み続けたいと願っておりますが、福祉施設に不便さを感じております。市街地整備については、先ほど藤澤議員、前回の四戸議員からも質問されて、答弁されていましたが、重複した質問もあるかもしれませんが、再度、質問をしたいと思っております。後期5か年計画により、今年25年から、国保病院改築検討委員会が設置されスタート

されました。26年基本設計、27年には実施設計とされています。高齢化が進むなか、築50年経過した病院は、耐震にも問題もあり、国保病院の改築計画は必要と考えております。現在、本町地区でありますけれども、高齢者や私たち住民が、本町地区市街地の空洞化、商業や産業、医療、歯科診療や公共サービス保健福祉や保健福祉施設の点在により不便さを感じております。お年寄りにやさしいまちづくりとして、本町中心街に集客するコンパクトシティーの転換など促進で町市街地の再生を目指し、国保病院を核とした新しいまち、市街地の再生が必要と考えております。市街地開発、高齢社会を対象に施設を集積することは、地域間でのいろんな問題はありますが、高齢者には公共施設、公共サービスや商業施設、医療、歯科診療、福祉施設公営住宅など、集積している地域での安心安全な生活の居場所を望んでおります。また、家族も同様、安心できる居場所の利用を望んでおります。本町地域に施設を統合することにより、本町に人口が増え、利用する家族、交流人口増、施設の新設が見込まれることにより、後継者の育成にもつながると考えております。町長は答弁で、超高齢化社会を迎えるなかで、高齢者も含めた、多くの人々が暮らしやすいまちをつくるにはできるだけ拡散していることに歯止めをかけることに留意したいと答弁しておりました。また、さまざまな機能がコンパクトに集積しアクセスのしやすいまちづくりを進めていくことが将来的に大事って、コンパクトなまちづくりのために、将来を見据えて、地権者、あるいは商業者、民間企業などの地域の努力がなければ、実現しないと考えていると答弁されましたが本町市街地での、国保病院を中心とした社会福祉施設を統合する考えはないか、お伺いいたします。また、財政面でも、町民のために、市街地開発に財政を投資すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長

副町長。

副町長

それでは、前段私からお答えを申し上げたいというふうに思います。お答えの順番若干ずれるかもわかりませんので、ご承知いただきたいと思います。まず前段、松原議員のお話にもありましたとおり、平取町の将来の人口の推移でございますけれども、議員ご指摘の通り、平成32年には人口が4436人ということによって一つの推計方法で求めた数字はこういうかたちになっております。この数字は、全国そして全道平均を上回ったスピードで平取町が減少するというような状況になっておりますけれども、平成24年度から、ご承知の通り平取町地域活性化協議会が事業主体となりまして、実践型地域雇用創造事業に取り組みながら、何とか平成27年度までに定住人口の増加策に取り組んでいるということですので、その辺についても、ご理解をいただきたいというふうに思っております。それで、平取町内には皆さんご承知の通り、さまざまな福祉施設が各地域、町内3地区に点在をしております。これは、各地域3地区がバランスある地域の発展ということを考慮しながら、設置をしてきているとこ

るでありますので、基本的に、ご質問にありました本町地区に一地区に集約するというのはなかなか、いまの私どもの考え方からいきますと、バランスある地域の発展ということになると、難しいのかなということで、考えております。福祉施設をあげていきますと、本町には中心市街地にふれあいセンターがございます。これは保健福祉、介護行政の拠点施設となっております。そのなかには、ご承知のとおり町民課、保健福祉課、社会福祉協議会、そして児童館、子ども発達支援センター等が設置をしてさまざまな住民のニーズに対応しております。また民間施設では、特別養護老人ホームかつら園あるいは軽費老人ホームしずかが社会福祉法人平取福祉会で運営されております。これが本町地区の福祉施設でございます。また振内には平取福祉会が運営いたします障害者支援施設すずらん、それと今年4月にオープンいたしました認知症高齢者グループホームこころのホームふれないの二つ福祉施設が既に営業をしているところでございます。また貫気別には、町の施設でございます老人福祉寮やすらぎが設置をしているというような状況になっているところでございます。ただいま質問にございました本町市街地を中心に福祉施設を統合できないかというご質問でございますけれども、先ほど申しましたとおり、全町の施設すべてを本町に一極に集約するということは、先ほども申しましたとおり、均衡ある地域の発展ということを考えていくときにどうしても相なじまないというようなことで、この辺についてはなかなか難しいのかなというふうに考えております。また本町地区で運営されてます福祉施設、これらの統合については、条件さえあれば、それは将来的に統合するのも一つの方法なのかなというふうに思っておりますが、ただ、この施設そのものについては、設置運営が社会福祉法人ということでございますので、この辺のところについては福祉法人と十分協議をしながらということが前提になるのかなというふうに思っております。議員もご承知の通り、先月、病院の改築事業検討委員会が発足をいたしまして、1回目の会議が開催をされております。来年3月を一つのめどに内容について検討する予定でございますけれども、今後の検討の中身としては、その医療と福祉の連携、それに伴います施設整備をどうするのかというのも議論の対象になるのかなというふうに思っております。福祉施設と医療との統合連携についてはその時点で十分ご議論いただければなというふうに思うところでございます。また市街地の再整備でございますけれども、この市街地の再整備につきましては先ほど来、町長あるいはまちづくり課長からご答弁申し上げておりますとおり、この市街地の再整備については土地の買収、あるいはその交換処理また既存建物の移転補償等、多額の事業費を要することになります。前段の質問でも答えていきます通り、道道の拡幅改良事業などとあわせて実施しなければ、実現はかなり難しいということになろうかなというふうに思っておりますので、これらについては十分時間をかけながら議会のみなさんとともども検討をしてまいりたいというふうに思っておりますのでひとつよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長

松原議員。

7 番  
松原議員

先ほどから町長も答弁したり、課長の答弁もございましたので、難しいなかにもですね、早急に町民に見えるかたちの議論をしていただきたいと思いますとおっしゃいますのでできるだけ早急にですね、町の方針が見えるようなかたちで進めていただきたいと思いますとおっしゃいます。それで次にですね、2番目に平取町発展計画プロジェクトチームの要綱についてでありますけれども、平取町のプロジェクトチームに関する規定がありますけれども、目的は1条に行政事務のうち重要な施設の推進、必要な調査研究、計画作成迅速かつ合理的なプロジェクトを設置するとありますけれども、平取町発展計画のプロジェクトチームというのは現在つくられているのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。今のご質問にありました規定に則りまして、この名称でのプロジェクトチームではないんですが、各課長クラスがメンバーとなっているまちづくりプロジェクトチームというのを編成しまして、主たる町の主要事業等について随時協議をするという場を設定しております。

議長

松原議員。

7 番  
松原議員

はい、ちょっとなぜかといいますと、いろんなかたちで町民とのかかわり、行政とのかかわりなんですけれども、行政から一方的な感じがやることに対して、見受けられるということも町民から聞かれておりますので、そのなかに、町民からの意見をどうやって集約していくかっていうことも、ちょっと考えたものですから、そういうことでもしそういうプロジェクトチームが官民一体となった構造を策定していくということも盛り込まれておりますので、できれば、今言ったお年寄りにもやさしいだとか地域に密着したかたちのプロジェクトチームができればそういうものも設置ができないかということをお聞きしたいんですが。

議長

副町長。

副町長

質問の趣旨がちょっと間違っていましたら申し訳ございませんけれども、町民からいろんな意見を聞く、町のシステムというと一つ審議会システムがございます。特に平取町のまちづくりについては、平取町の総合計画審議会のなかで、これは各自治会の役員から各団体の方々、これらを含めて、あと公募の委員さん含めて30名程度の審議会がございますけれども、このなかで十分住民の意見

を聞きながら、町の各種総合政策を決めていくというシステムがございますので、あえてプロジェクトチームを設置をしなくてもいいのかなというふうに思っております。それで、松原議員ご指摘のプロジェクトチームの関係なんですけども、平取町プロジェクトチーム設置に関する規定というのが昭和48年にできて昭和56年に一部改正をしておりますけども、これは、役場庁舎内のプロジェクトチームということで、一般町民まで含んだプロジェクトチームという考え方にはなっていないので、それについてはご理解をいただきたいというふうに思います。もし必要であればそういう総合計画審議会のなかでいろいろ議論していただきたいというふうに思っております。

議長

以上で松原議員の質問は終了いたします。通告がありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了します。休憩します。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時30分)

議長

再開いたします。

日程第6、議案第1号教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号教育委員の任命についてご説明を申し上げたいと思います。平取町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町字荷菜40番地7、氏名、小林明美さんであります。生年月日は昭和35年3月5日生まれの53歳でございます。次のページをお開き願います。経歴概要でございますが、学歴については昭和57年の3月に北海道大学の医学部の附属臨床検査技師学校を卒業してございます。職歴については、次のとおり、多くの公職を歴任をしているところでございますが、この度は任期満了に伴う継続でございますので、説明については割愛をさせていただきますが、現在一番最後にあります公職、平成21年10月28日から現在まで、平取町の教育委員会委員として、ご尽力されてございますが、本年の10月27日をもって、満期となりますので、引き続き同意を求めるものでございます。人格、識見も高く、適任者でございますので、同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意する

ことに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号教育委員の任命については、任命同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第2号平取町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものであります。次のページをご覧ください。それでは平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されましたが、同法による改正のうち、一部のものについては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令によることとされていまして、平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては1点目としまして、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに係る改正となっております。現行制度においては年金支給額や所得控除の適用状況の変化に伴い、年税額が前年の年税額よりも大きく変動した場合には、本徴収額と仮徴収額に差が生じることがありまして、一度本徴収額と仮徴収額に変動が生じた場合には、翌年度以降もこの不均衡が平準化することができず、特に不均衡が極端な場合には、仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付が生じていることから、算定方法の見直しを行ったところであります。2点目としましては、金融証券税制の見直しに係る改正となっております。現行制度においては、株式の譲渡損失を預金債権の実所得と損益通算できないなど金融商品間の損益通算範囲が制限されており、投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況にありました。このため、改正では金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境の整備をするため見直しを行うこととしたものであります。具体的には、本日配布をしております、お手元の資料を使って説明していきたいと思っております。個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについて、お手元の資料1をご覧ください。中ほどの特別徴収税額の算定方法の見直しの部分をご覧ください。現行と改正では、4月、6月、8月に徴収する仮徴収額について、記載のとおり現行制度では前年度分の本徴収額で徴収していたものを改正では前年度分の年税額の2分の1にすることとされました。具体例で説明をしたいと思っておりますので、下の表をご覧ください。65歳以上の夫婦世帯で、N年度の年税額が6万円となっております。この方の年税額が翌年度のNプラス1年度に医療費控除の増額等によって、3万6千円に減額になったとします。そうしますと現行制度では、仮徴収額は前年度の本徴収額となりますから、1万円となります。一方、本徴収額は、当該年度の年税額から仮

徴収額の1万円の3回分3万円を引いた額の6千円となり、1回当たり2千円の本徴収額となります。改正では、前年度の年税額の6万円の2分の1が仮徴収額の3万円となることから、現行も改正後も1回当たりの徴収金額には変わりありません。次にNプラス2年度、Nプラス3年度のところをご覧ください。年税額が通常の6万円に戻った場合、現行では、仮徴収額が前年度の本徴収額であるため、以降の年度においても仮徴収額と本徴収額の不均衡は平準化しないこととなります。一方改正では、仮徴収額が前年度の年税額の2分の1であるため、Nプラス2年度においては、仮徴収額が前年度の年税額3万6千円の2分の1の1万8千円となり、1回当たり6千円の仮徴収額となります。また、本徴収額は当該年度の年税額6万円から仮徴収額の1万8千円を差し引いた4万2千円となり、1回当たり1万4千円の本徴収額となります。同様に、Nプラス3年度を計算すると、1回当たりの徴収額は、仮徴収額、本徴収額ともに1万円となり、改正案では年税額が2年連続で同額の場合は平準化することとなります。以上が特別徴収に係る改正内容となっております。次に、金融・証券税制の改正内容について説明をします。次のページの資料2をご覧ください。現行税制では損益通算は上場株式の配当と譲渡損益の間で認められていました、上場株式と非上場株式の譲渡損益の間でも通産可能となっております。上場株式等のところをご覧ください。課税方式については上場株式等の配当等は所在地の都道府県において配当割が特別徴収されております。また、上場株式等の譲渡損益については、源泉徴収選択口座内のものは、住所地の都道府県において株式等譲渡所得割が特別徴収されております。また選択口座内のものについては、申告義務がありまして、申告分離課税されております。次に、公社債のところをご覧ください。公社債の利子等については現行税制では、利子支払等金融機関所在の都道府県において利子割が特別徴収されており、申告不可となっております。また、公社債の譲渡益については原則非課税とされています。以上が現行制度の説明となります。引き続き、改正内容について説明をします。次のページの資料3をご覧ください。現行と改正を見比べていただきたいと思っております。改正では現行税制において、上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について改正では特定公社債等の利子及び譲渡損益まで損益通算範囲を拡大することとされました。また原則非課税とされている公社債等の譲渡益について申告分離課税により課税することとされました。次に、この他の改正といたしまして、株式を上場株式等に係る譲渡所得等と、一般株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、組み合わせとしては上段の上場株式等と特定公社債に係る譲渡所得等の分離課税と下段の非上場株式等と一般公社債等に係る譲渡所得等の分離課税に改正することとされました。以上が金融・証券税制の主な改正となっております。次に、議案に戻っていただきまして、条文に基づいて、主な改正内容についてご説明申し上げますので、8ページの新旧対照表をご覧ください。はじめに第47条の2第1項の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収の規定

であります。現行の第1号が削られているのは、現行では公的年金から特別徴収されている者が町外に転出した場合には、特別徴収を停止し、普通徴収に切り替えることとされてきましたが、個人住民税については、年税額の全額を賦課期日にある住所に納めることになっていまして、町外に転出した場合であっても、納税先の市町村に変更がないことから条文から削除されたものであります。次に、第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定であります。先ほども説明しましたが、仮特別徴収税額について、現行では前年度の本徴収税額であったものを、改正では前年度分の年税額の2分の1に相当する額とされたことによるものであります。次に、次の附則条文の改正からは、金融・証券税制の見直しに係る改正となっております。10ページの中ほどをご覧くださいます。附則第16条の3第1項と、次のページの第2項、第3項の上場株式等に係る配当所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であります。特定公社債いわゆる国債や地方債などの利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象に追加されたことに伴う、所要の規定の整備によるものであります。次に、附則第19条の一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例と次のページ13ページの規定が新設された附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であります。これは11ページの現行規定における株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正したことに伴う所要の規定の整備によるものであります。次に、19ページ、20ページ、21ページをご覧くださいます。附則第20条の2の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であります。条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が追加されたことに伴う所要の規定の整備によるものと、条番号が現行規定の附則第20条の4から附則第20条の2に繰り上がったことによるものであります。戻っていただきまして、6ページ。6ページの下段から7ページにかけての附則の規定をご覧くださいます。附則といたしまして、この条例の施行期日は平成28年1月1日から施行するものでございますが、第1号に規定されています公的年金からの特別徴収の見直しの改正規定は平成28年10月1日から、また第2号に規定されています金融・証券税制の見直しに係る改正規定については、平成29年1月1日から施行するものであります。次に、経過措置として、第2条については第1項として平成28年1月1日前に発行された割引債の償還差益に対する個人町民税について、また、第2項として、平成28年10月1日前の公的年金からの特別徴収について、第3項として、平成28年度までの金融・証券税制については、なお従前の例によることとされているところであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。



(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の22ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとするものであります。次のページをご覧ください。それでは平取町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。今回の改正は、先ほど説明をしました地方税条例の改正と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されましたが、同法による改正のうち一部のものについては地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令によることとされており、平成25年6月12日にそれぞれ公布されました。これに伴いまして、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、町税条例の改正と同様に、金融・証券税制の見直しに伴う改正となっております。それでは条文の主な改正内容についてご説明申し上げますので、25ページの新旧対照表をご覧ください。附則第3項の上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であります。上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債いわゆる国債や地方債の利子等に係る利子所得が、新たに申告分離課税の対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備によるものであります。次に、附則第6項の一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例と規定が新設された附則第7項の上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であります。これは現行規定における株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正したことに伴う所要の規定の整備によるものであります。詳細は町税条例の改正で説明をしましたので、省略をいたします。次に、26ページをご覧ください。附則第11項の条約適用利子等及び条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定であります。条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が追加されたことに伴う所要の規定の整備によるものと、後番号が改正前の附則第14項から則第11項に繰り上がったことによるものであります。次に、議案に戻っていただきまして、24ページの附則の

規定をご覧願います。附則といたしまして、この条例の施行期日は平成29年1月1日から施行するものでございますが、第2条の適用区分において、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

28ページをお開き願います。議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、地方自治法第291条の3第3項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合の規約を次のとおり変更するものでございます。この条項ですが、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係市町村の協議によりこれを定め、ただちに北海道知事に届出を提出しなければなりません。また、この協議とは、同条の11により、関係市町村の議会の議決を得る必要がございます。29ページをお開き願います。提案の理由でございますが、昨年7月9日に、外国人住民を日本人同様、住民基本台帳法の適用対象に加えるとする住民基本台帳の一部を改正する法律が施行されました。それに伴い、広域連合に対し、関係市町村が負担する共通経費の人口割に係る規約を改める必要が生じ、本議会に提出したところです。規約の改正内容でございますが、別表第2備考2の中の「及び外国人登録原票」を削るものでございます。30ページに連合規約の新旧対照表を記載しておりますので、参照願います。附則の2ですが、この規約は平成26年度以降の年度分の負担金から適用するものでございます。以上で説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について、原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第7号につきましてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2836万9千円を追加いたしまして、予算の総額を68億7295万円とするものでございます。2項におきましては補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細の歳出から説明いたしますので、36ページをお開き願います。2款1項9目企画費19節負担金補助及び交付金640万円の追加でございます。これは、地域公共交通活性化・再生総合事業負担金の追加でございまして、地域公共交通活性化協議会が実施いたしますデマンド型交通でございますが、これは24年度におきまして、6か月間24年10月1日から25年3月29日まで本町、荷菜地区、振内地区において運行してございます。このときの運行実績でございますが、本町地区におきましては、延べ499人の方が利用してございます。振内におきましては、244名の方がご利用をいただいております。この間、乗車された方のアンケート調査、それから住民等の要請によりまして、平成25年度はぜひ通年運行してほしいという要望が多かったということから、協議会での協議、承認を経てまして、25年度は1年を通じてデマンド型交通車両を運行させて、住民の足の確保の一層の充実を図っていかうとするものでございます。当初予算では前年までの計画の6か月分の予算1160万円を計上してございましたが、この計画変更によりまして、全体で1800万円となりまして、その増加分640万円を追加補正させていただくものでございます。なお、今回、増加する事業費の2分の1でございますが、これは地域公共交通活性化・再生総合事業補助金といたしまして、事業年度の区切りが変則になっておりまして、来年度2分の1が補助金として交付されるということになってございます。次に3款1項1目社会福祉総務費13節100万円の追加でございます。これは、障がい者相談支援業務委託料100万円となってございまして、これは障がい者総合支援法の施行によりまして、町内に住む障がい者が安心して住めるよう、生活相談などを主とする障がい者福祉への体制整備が必須となっております。保健師等専門職の配置ですとか、相談支援事務所での対応が求められているということになってございます。また同法によりまして、26年度末までに障がい者支援施設、

平取町の場合はすずらん福祉園でございますが、等で障がい者福祉サービスを利用するすべての方について、給付の条件といたしまして、サービス等利用計画の策定が義務づけとなっております。このような状況のもと、現時点では、町内で資格者等による相談事業所の立ち上げが困難ということから、管内各町の実態等も勘案しながら、富川の社会福祉法人愛光会みんなのそらに当該業務を委託するということが最も妥当との判断によりまして、本年度半年分の委託料100万円を補正するものでございます。37ページでございます。3款1項8目介護支援費173万6千円の追加でございます。これは、高齢者が地域で医療介護福祉サービスが継続的に提供される体制の構築のために、地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生委員、町内会等の関係者などが参画するなかで、高齢者を支える地域づくりを推進するための事業を、北海道の支援を受けて実施するための費用となっております。事業の主な内容でございますが、事業を運営する包括主任介護支援専門員への指導助言を行う指導者の配置、虐待防止ネットワーク会議、キャラバンメイト、民生委員、社協の福祉委員、保健福祉課職員、社会福祉協議会事務局職員などからなる運営委員会の設置、住民意見交換会、報告会の開催という内容になってございます。節の内訳でございますが、8節報償費32万円は住民報告会での講師、パネリスト等の謝礼となっております。9節旅費15万9千円は、運営委員の先進地視察等費用弁償9万円と職員旅費6万9千円となっております。11節需用費16万8千円の消耗品10万5千円は一般事務用品、食料費6万3千円は講師等の食事代となっております。12節役務費、通信運搬費3万9千円は会議等の案内等の郵送料となっております。13節委託料80万円は本事業を進める上での事務局、コーディネーターへの助言指導や報告書の作成を専門業者に委託するための経費となっております。18節備品購入費25万円は、本事業を進めるにあたり必要なパソコン、プリンター、デジカメなどを購入する経費となっております。続いて、3款2項1目児童福祉総務費13節委託料180万円の追加でございます。これは、子ども・子育て支援事業計画調査業務委託料として、国の子ども・子育て支援法に則りまして市町村に策定を義務づけられております、平成26年度を初年度とする子ども・子育て支援事業計画5か年計画でございますが、これを策定するにあたりまして、計画の住民ニーズの把握ですとか、生活実態等を把握するためのアンケート調査、対象を600件予定をしていますが、これを実施し、その集計分析をするために専門業者に委託するための費用の追加となっております。次のページをお開きください。4款1項4目環境衛生費820万円の追加補正となっております。これは、エゾシカの有害駆除の捕獲に関する経費となっております。当初予算では25年度の捕獲頭数を1800頭としまして、捕獲に関するそれぞれの経費を積算してございました。が、今年度狩猟期間がさらに短縮されたということで、昨年は11月から2月の4か月間ですが、今年は11月から1月の3か月間に短縮されたということが主な要因でございまして、捕獲頭数が今後の

見込みとして2600頭になるとの見込みがございまして、13節委託料の640万円のうち、増加する800頭の捕獲業務委託料480万円、及び指定処理施設への搬出委託料、これは増加する分の50%が持ち込まれるとの推計で400頭分160万円、それから戻りますけれども12節の手数料でございしますが、これは処理施設への搬出手数料ということで、これも400頭180万円を追加させていただくというものでございます。次に6款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金、平取町商工会補助金540万円の追加でございまして。これは町民への生活支援及び町内の消費拡大を図りまして、地域経済の活性化に寄与するというを目的といたしまして、昨年に引き続き平取町商工会が実施するプレミアムつき地域商品券の発行事業に対し助成をするものでございます。発行総額は3千万円。昨年は2400万円でございました。1組12枚、1万2千円相当を1万円で販売するというものでございます。これによるプレミアム分500万円と商品券印刷代等の事務費40万円、合わせて540万円を補助するというにしております。39ページでございまして。7款2項1目道路維持費383万3千円の追加補正でございまして。11節需用費、修繕料210万円の追加です。これは8月に降った度重なる集中豪雨によりまして、町道の路肩及びのり面、排水施設が被災いたしまして、現予算内では対応が困難ということから追加をさせていただくものでございます。被害を受け復旧する路線は5路線ございまして、川向町界線、川向学校シラウ川線、小平アベツ線、紫雲古津神社牧場線、荷葉福満線の5路線となっております。それから、14節使用料及び賃借料173万3千円の追加でございまして、これは振内に配置しております道路維持用のタイヤショベルでございまして、これは稼働年が25年を経過しておりまして、ブレーキの不具合が生じているということで、修理等の対応を検討いたしましたけれども、機種があまりにも古くて部品の調達が不可能といったような状況のため、現在稼働できないといった状況になっております。このままでは、冬季の除雪体制の確保ができなくなる状況から、新年度の更新時期までの今年度内はリース車両での対応をせざるを得ないということになっておりまして、12月から3月までの4か月間の機械リース料を補正させていただくものです。歳出は以上でございまして。次に歳入を説明いたしますので、34ページをお開き願います。10款1項1目1節地方交付税、特別交付税650万円の追加でございまして。これはエゾシカ捕獲委託料の経費820万円の80%が特別交付税に算入されるものとして見込んでございます。次に15款2項2目民生費道補助金5節児童福祉費補助金、子育て支援対策補助金は、子ども・子育て支援事業計画策定のための事前調査費用に充当される北海道の補助金で、補助率は100%となっております。6節の介護支援費補助金、住民参加型高齢者生活支援等推進事業費補助金173万6千円でございまして、これは歳出でご説明申し上げました、高齢者の地域包括支援体制の確立を目的とする事業に対しまして交付される道の補助金となっております。補助率は100%となっております。最後に、1

9款1項1目1節繰越金、前年度繰越金1833万3千円の追加は、今回の補正に係る充当一般財源は前年度繰越金とさせていただいております。以上議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第7号につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。4番松澤議員。

4番  
松澤議員

3款2項1目児童福祉総務費の委託料、子ども・子育て支援事業計画調査業務委託料について伺います。このことはですね21年度にも調査していると思いますが、今回は調査対象に幼稚園や地域型保育事業が新たに加わるということですが、平取町内にありますへき地保育所、常設保育所などいろいろなところでいろんな問題が起きておりますけれども、アンケートによりニーズですね、細かいニーズが求められて、いろんなことが出てくると思うんですけども、その調査したあと、これは、道、国のほうにですか、上げるためのものではあると思うんですけども、町としてもどのように活用されていくのかということも大事だと思うんですけどお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

ただいまの松澤議員のご質問にお答えを申し上げます。この調査でございますけれども、平成26年度に策定する予定であります、子ども・子育て支援事業計画というものがあまして、そのなかに、町の子育て支援策、あるいは今松澤議員おっしゃった保育の環境、あるいは児童館、放課後児童クラブ、その他子ども発達支援に関する施策等、平取町内の子ども・子育てに関する計画に反映するために、今般、補正をさせていただいて、そのニーズの調査をするものであります。以上であります。

議長

松澤議員。

4番  
松澤議員

その内容がですね、上がってきますよね。それでニーズ調査ということで皆さんの、子育てしてる方の声っていうのもこまかく上がってくると思うんですけど、それを町としてどのように活用していくっていうことも含めて、お考えになっているかなということ。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

そのニーズ調査、約600件に関する悉皆の調査でありますけれども、その調査内容を集計、分析いたしまして、その内容に基づいて多くの要望、ニーズがある部分について町で計画の素案を作成しましてその後保育あるいは子育て関

係者等を含む、町民各層による、計画作成のための委員会を開催し町議会の意見もお伺いしながら、平取町の子ども・子育て支援についての計画を作成するものであります。そういう意味で約調査対象600件の要望、ニーズの把握が大変重要になってくるというふうに考えております。以上です。

議長

ほかございますか。10番平村議員。

10番  
平村議員

36ページの2款総務費のなかの企画費19節の負担金補助及び交付金のなかの640万円の補正なんですけれども、地域公共交通活性化ということで、25年度は半年分の計画分が前年通年でやりたいということの説明を受けたんですけれども、前にも私は、みどりが丘の普通の路線バスのついての変更について何度か、一般質問でしているんですけれども、その辺の絡みのなかでこれはいまデマンドバスはバスの運行をしていないところの地域に行っているデマンドバスで、予約制の、川向とか振内のほうのバスの運行が行ってないところをやっていらっしゃるんですけれども、それに伴いながらも、住民のニーズにこたえて路線バスの運行もみどりが丘のほうとかそういうところにあげてほしいって何回か一般質問もしてますけれども、現在、バスの運行を変更するという計画は、何回もお尋ねしたんですけれども、なされていませんし、路線バスのないところでの高齢者の交通手段としては、高齢者は通年の440何人て言うけど、同じ方が毎月乗ってらっしゃるとは思うんですけれども、その分についてはいいんですけれども、やはりそれと一緒にやはり一般のなかでもバス路線を変えてほしいということで、高校通学とか中学生の通学バスを上まで上がると、本当に問題がなかで、バス路線もバスがいつもただ無人で走ってるバスが中間たくさんいるんですけれども、そういう分を何とか路線バスを上を上げて、通学バスの高校生あたりを平高の前で降ろすと学校の部活だとかそういう補習授業だとかいろんな面で助かるってということで、校長先生も何とかなりませんかという事で何回か言われたことがあるんですけど、一般質問のなかで何回か言ったときには、道南バスとの折衝もする、交渉もやってみるということだったんですけれども、その辺の経過は一度もされてないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。道南バスとの協議というようなことでございますが、先ほど説明のなかでも申し上げました、地域公共交通活性化協議会というのが役所なり交通局、それから日高振興局、道南バス、それから民間の有償運送をやっている方々を組織いたしまして、いろいろな協議をしているということで、路線バスなり、こういったデマンド方式の交通も含めて総合的な平取町での町民の足の確保をどうするかというようなことを協議しているというところでご

ざいまして、以前も一般質問等でぜひみどりが丘のほうまで路線バスをという  
ようなご質問がありまして。ただ、総体的にいまの路線バスの状況ですとか、  
ものも考えると、本当にその年々乗車密度が低くなっていくというような実態  
と、それから、本町のみどりが丘の路線に限らず総体的に生活路線というか、  
道南バス等への補助等のことを考えると、なかなかこれ以上の補助金としての  
支出は平取町では非常に厳しいというようなことでありましたし、乗車密度が  
低くなって本当に1人や2人を大きな路線バスで走らすというのが本当にどう  
なのかというような協議のなかから、少しでもその辺を緩和しようということ  
でのデマンドバスの試行運転から本格運行までの経緯があったということでご  
ざいまして、みどりが丘をカバーするためのデマンドバスとして走らせてござ  
いまして、デマンドなんで、要するに予約がなければ走らないということです  
ので、その辺は、かなりまだまだ経費的にはかかりますけれども、そのむだを  
省いているというような状況に少しでもなっているかなということでございま  
して、その本路線への接続とかですね、そういうものも非常に時間帯としてデ  
マンドバスも加味したなかで、編成したということもありますので、ぜひ利用  
が増えるようなかたちでデマンドを利用していただいて、路線バスとの接続等  
の利用を図っていただきたいというふうに思っております。それで、23年度  
から利用をしております、先ほど499人の方がということ、本町地区でお  
りましたけれども、実質乗っている方は、23名の方です。その方が繰り返しご  
利用いただくので、延べで499人ということでございますが、これは24年  
度の実績でございますが、23年度は実質人員が19名ということでございま  
して、本町地区においては若干ですけれども利用者が増えているという実態で  
ございます。振内におきましては、実質人員は23名ということで、これも2  
3年度が7名でしたのでこれはかなり利用者が実質的に増えているということ  
ですので、トータル的に、さらにここだけ増やせばいいということではなくて、  
道南バスへの補助金の額ですとか、デマンドにかかる経費とかですね、総合的  
に協議会のなかで判断をさせていただいて、今後、さらに足の確保の充実に努  
めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思  
っております。

議長

10番平村議員。

10番  
平村議員

それはよくわかりましたので、もしこれ通年でやってデマンドはいまコースが  
川向のほうから荷菜とみどりが丘をまわるコースなんですけれども去場とか紫  
雲古津のほうのバス路線が走ってても河原のほうの住宅とかそういうところにも、  
まわるような予定はあるんでしょうか。

議長

まちづくり課長。



まちづくり課長 現在のところ半年期間を増やすというところの路線では、現在と同じ路線をと  
いうふうに考えてございまして、その辺も地域の実情ですとか、利用しそうな  
方の実態をさらに協議会のなかで把握させていただいて、今後、その路線等の  
検討をさせていただければというふうに思っております。

議長 平村議員。

10番  
平村議員 ぜひその辺の路線の考え方も紫雲古津のほうの方でも老人でやっぱり河原のほ  
うにいて病院に夫婦で具合悪くなってバスも迎えに来てくれないんで町立病院  
にかかってたんですけど、富川のほうの鎌田病院に行くとか、そういう話もた  
くさん聞いてますので、やはりバス路線があっても河原のほうでは全然送り迎  
えがないと通えないということで札幌のほうに転出した老夫婦もおります。で  
すから何とかこの通年でやるのであれば、予約のなかでそういう路線も開拓す  
るなり、ニーズにこたえてほしいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 通院される方は、かなり実態の調査のなかでは病院の専用車を利用されている  
というケースがあって、その辺は充足してるかなという判断もございましたの  
で、その辺また病院と連絡を取り合いながらルート等の検討をさらにさせてい  
ただきたいと思っております。

議長 ほかございますか。6番千葉議員。

6番  
千葉議員 6番千葉です。38ページ、4款1項4目、シカの関係でございすけども、  
実態いま現状平取、日高管内の現状というのは私もまだ詳細把握してないので、  
ちょっと知りたいんですけども、確か10年前ぐらい全道規模では40万頭の  
エゾシカが生息してる、現在は60万頭から65万頭ぐらいが生息してるので  
ないかという数字が発表になってるわけですけども、シカの防止柵含めて確か  
に国道、それから農地にあらわれるシカの数は相当減ってきてるなというふう  
に思ってるんですけども、その関係とこの11月から1月までの3か月間とい  
う、これは縮小ですよ、狩猟の。これは何か関係してるのかどうなのかとい  
うことが1点と、それと先ほど冒頭に言った日高管内特に平取地区の現状、シ  
カの被害に対しては、現状どんなふうになっているのかその辺のことをお伺い  
いたします。

議長 町民課長。

町民課長 お答えいたします。まずシカの現状でございすが、昨年シカ柵を行いました。

国道の交通事故とかそういうのはだいぶ減ったというようなかたちで話は開発さんからあります。ただ、シカがどうかたちで流れてるか、例えば平取にいるのか、その辺の実態というのはよくまだつかめておりません。そしてたまたま今回頭数が1800から2600とこれは狩猟期間がまず短くなったということのなかで、有害駆除の期間が長くなり、その分補正している状況でございます。

議長

千葉議員。

6番  
千葉議員

なかなか実態つかむの大変だなというふうには思いますけども、やはりシカ柵の設置にかかわってですね、かなりシカの往来、特に畑への被害もずいぶん少なくなったというふうには聞いてますけども、シカの狩猟に関しては、費用的なものは確か80%交付税で特交ですか、のほうに反映されるということなんですけども、まだまだ狩猟期間延びて、頭数をたくさん獲っていただいているという努力もやっぱり、あわせて必要なことだと思っておりますので、その辺狩猟される方との連携、今後どのように進めていこうとしているのか、ただ頭数増やしてたくさん獲れば良いという考えなのか、その辺のこれからのですね、展望をお聞かせいただきたい。

議長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。まずですね、今後の展望というか、いま3年間のシカの捕獲の計画を立てております。それがはっきり確定しておりませんので、最終的に今年中には確定すると思いますが、その確定した段階である程度の見通し、頭数何頭獲るかとかそういうかたちが出てくると思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。農作物への被害の関係ですけれども、何年か前に農協営農計画時点で農家に聞き取り調査をした被害状況が出ておりますので、24年度にシカ柵を設置しまして、25年度も河川敷等に設置をするということで、26年明けてから、また営農計画等を農協、農家のほうで聞き取りを行いますので、その段階で被害がどのようになっているかという調査もしていきたいというふうに考えておりますし、その段階で農作物への被害がどれぐらい減っているかという、おおよその数字が出てくると考えますので、その数字を踏まえて、町民課とも協議しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

千葉議員。

6 番  
千葉議員

最後のこの関連の質問ですけれども、ぜひその調査を実施して、結構細かい数字知りたいなっていうのがあります。それと逆に、真逆になるんですけれども防止柵やったことによって、今度森林への被害、いわゆるそのシカが特に冬期間だと思ってるんですけれども、森林にこもるわけですよね、いわゆる、その関係で、立木が皮を剥がれていわゆる立ち枯れしてですね、倒木するというような被害も想定されますので、合わせて、できればですよ、森林組合の関係も、あろうかと思えますけれども、そういった実態追跡調査というのにも必要なというふうに思ってますのでその辺のこともあわせて一応産業課の所管でひとつよろしくお願ひしたいなと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

おっしゃるとおりだと思っております。農作物の被害がなくなった分町外に出た分については平取町の被害はなくなると思えますけれども、山林に入った場合には、木のほうに影響が出てくるというようなかたちになってくると思えます。森林組合、また道の森林室等にも話をしまして山のほうの被害の出し方ということでもいろいろとお願ひをしているところでございますけれども、なかなかきちりとした数字の出しようがないという回答でありまして、被害の状況がなかなかつかみにくい部分ではございますけれども、先ほど町民課長説明したとおり、うちのほうも農作物の被害とあわせてどのような状況になっているという部分を調査して、次年度以降、やはりシカの絶対的な頭数が減らないと山林への被害等も少なくなっていくと思えますので、その辺連携しながら対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

議長

ほかありませんか。3番四戸議員。

3 番  
四戸議員

39ページ、7目土木費の14節使用料、除雪車両の借り上げの説明がございました。そのときに、振内にタイヤショベルがないから、リースをするということだったと思うんですけれども、先ほど12月から3月でよろしいですか。もし12月からであれば、もし11月に雪が降った場合ですね、これどう対処するのか伺いたいなど。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

はい、今のご質問にお答えしたいと思います。振内地区の市街地をはねるショベルローダー、25年経ったということで、今年の3月にブレーキ系統故障いたしまして、修理かけたんですけど25年経ってるってことで、部品の調達が

できないということで、それはもう修理不可能ということになったものですから、3月ってことでもう新年度予算計上終わってましたので、新規に購入する、2500万くらいしますけど、購入する予算措置がなされなかったということで、補正も考えたんですけども、急に2500万補正というのも大きすぎるものですから、今回、来年26年度予算で計上しますけれども、とりあえず今回リースで対応しようということで、今回補正を上げたものであります。冬期間、12月から3月まで4か月間リースで170何万円ということでございます。最悪もし11月に雪が降った場合については、町内の委託業者三和さんのほうからですね、日借りで機械借上料を払って三和さんの重機を借りて対応したいと考えています。

議長

よろしいですね。それでは、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号平成25年度平取町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第6号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。40ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、388万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7762万8千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。歳出から説明いたします。44ページをお開き願います。11款1項2目23節償還金388万9千円を追加補正するものです。補正の理由といたしまして、平成24年度の退職者医療交付金が前年度23年実績により、社会保険支払基金から概算交付され、実績報告により、翌年度25年に清算し確定いたします。これにより、既に概算交付金3001万6千円が交付されており、平成24年度の交付が2612万6千円に確定したことに伴い、超過額389万円を返還することとなり、追加補正するものでございます。続きまして、歳入を説明いたします。43ページをお開き願います。10款1項1目1節繰越金3600万円に388万9千円を追加補正するものでありますが、これは、今回の補正に対しまして必要な一般財源を繰越金に求めたものでございます。以上、国民健康保険特別会計の補正についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第6号平成25年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第7号平成25年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは、議案書の45ページをお開きをいただきたいと思います。議案第7号、平成25年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号につきましてご説明を申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ、534万1千円を追加し、それぞれ4億3354万1千円にしようとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げます。49ページをお開きください。科目は6款1項2目償還金23節償還金利子及び割引料、金額は534万1千円を補正しようとするものであります。内容は、平成24年度介護保険の介護給付費並びに地域支援事業費の実績が確定したことに伴う国庫補助金、道支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の精算があり、結果として合計534万1千円の返還が必要となったことから、当該返還金を平成25年度予算において国、道及び社会保険診療報酬支払基金に対し、支出するためにこのたび補正をしようとするものであります。一方、歳入につきましては、48ページをご覧ください。8款1項1目繰越金1節繰越金に歳出と同額の534万1千円を補正しようとするものであり、歳出補正する償還金の財源を前年度繰越金に求めようとするものであります。以上、説明を終わりますので、よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第7号平成25年度平取町介護保険

特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第13、認定第1号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

日程第14、認定第2号平成24年度平取町各会計決算認定についてを一括議題とします。監査委員からの意見書並びに決算書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び平成24年度平取町各会計決算認定については、議会運営基準111、先例1により、正副議長含め7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置しこれに付託して審議をしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、認定第1号及び認定第2号については、7名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託して、審査することに決定しました。特別委員会委員の選任につきましては選考委員会の選考を省略しただちに指名推薦することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、特別委員会委員の選任については、選考委員会の選考を省略し議長が指名推薦することに決定しました。それでは、指名いたします。決算審査特別委員会委員には、1番櫻井議員、3番四戸議員、5番貝澤議員、6番千葉議員、10番平村議員、そして正副議長を加えた7人を決算審査特別委員会委員に指名します。以上のとおり指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。また、この決算審査を行うため、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。休憩します。ただちに正副議長室において、決算審査特別委員会の開催を求めます。

(休憩 午後 3時40分)

(再開 午後 3時50分)

議長

それでは、再開をいたします。休憩中に開催されました特別委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選が行われまして、その結果について報告をいたします。決算審査特別委員会委員長には千葉議員、副委員長には貝澤議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いをいたします。

日程第15、報告第1号平成24年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告についての説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり  
課長

それでは報告第1号平成24年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明を申し上げます。65ページの議案ですが、最後の報告す、で終わってまして、ると句点をつけ加えていただければと思います。それでは、ご説明申し上げます。66ページ、平成24年度財政の健全化に関する法律に係る健全化判断比率及び資金不足比率ということでございまして、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、報告をするものでございまして、まず健全化判断比率でございまして、24年度は実質公債比率の欄だけが実数となっております。恐縮ですけれども、本日お配りしております、この色刷りの資料でございまして、これに基づきまして説明をさせていただきたいと存じます。最初に健全化比率とは何かについて記載をさせていただいてございまして、これは法の規定に基づいて公表いたします、自治体財政の健全化を示す指標である、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標がございまして、この数値が大きいほど、財政状況は悪いとされておりまして、4つの健全化判断比率が悪化しまして、早期健全化基準になれば、実質的な改善努力が義務づけられるというこの下の図がございまして、これがイエローカード状態ということになってございまして、さらに悪化が進むと、財政再建基準をこえれば国等での関与で財政の確実な再生を図らなければならない、レッドカード状態ということになってございまして、指標ごとに説明をいたします。右側上の①の実質赤字比率でございまして、これは形式的には黒字であっても、翌年度収入をその年度に繰り上げていたりですとか、歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べるなど、実質的には赤字の状態を実質赤字といいますけれども、一般会計における実質赤字が財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示す指標でございまして、これはイエローカード状態が15%ということになってございまして、平取町は赤字が発生しておりませんので、0%ということになってございまして、その下②ですが、連結実質赤字比率でございまして、これは一般会計だけでなく、国民健康保険会計ですとか、簡易水道会計などの特別会計の収支を合算した結果、実質的に赤字が生じている状態が連結実質赤字ということになってございまして、財政規模に対するこの赤字の比率が連結実質赤字比率となっております。これもイエローカード状態が20%ということになってございまして、平取町におきましては、24年度、病院会計は赤となっておりますが、他の会計との合計が黒字となるために、比率は0ということになってございまして、裏側をお開き願います。実質公債費比率でございまして、実質公債費比率とは一般会計における起債だけではなく、簡易水道会計などの特別会計が起こした起債に対する一般会計の負担などを含めた、実質的な起債償還費のことであります。この実質公債費が財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが、実質公債費比率でございまして、過

去3か年の平均により算出するという事になってございます。イエローカード状態となる25%以上になりますと、単独事業に係る地方債が制限されるということになってございます。レッドカードをすぎると、さらに起債が制限されるということになります。24年度単年度の平取町の実質公債費比率は、こういった計算式に基きまして、7.8%ということになってございます。22年度、23年度、24年度の3か年平均としては、9.7%となっておりまして、昨年度の数値が11.8%ということになってございまして、1.9ポイント減少して、資料上では健全な段階にあるということが言えます。次に、④の将来負担比率でございしますが、平取町にはさまざまな将来への財政的な負担があると、また一方で将来に備えての基金ですとか、将来負担に対する財源として見込める歳入もあるということになってございまして、また、町債の償還に関しては、普通交付税の基準財政需要額に算入されるものもありまして、将来負担からそれらに対する財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対し、どれぐらいの比率になっているかというのを示すのが将来負担比率ということになってございまして、これは危ないという状態が350%ということになってございまして、これを過ぎますと、財政健全化計画の策定を義務づけられるということになっております。24年度平取町の将来負担比率は、23年度に引き続き0%ということになって、計算上ではマイナスの12.2%ということになって、指標としては健全な状況にあると言えます。この主な要因といたしましては、町債残高が減っているということと、それから基金の残高が規模が維持されているということがあげられるということになってございます。健全化判断比率の説明は以上でございまして、続いて議案に戻っていただきまして、資金不足比率についてご説明を申し上げます。公営企業を営む地方自治体は、企業会計ごとに資金の不足額の事業規模に対する比率、資金不足比率を毎年度公表しなければならないとされておりまして、この比率が経営健全化基準20%以上となった場合は、健全化計画を定めなければならないというふうになってございまして、平取町が公表しなければならない会計は、公営企業の適用となる国保病院会計、非適用の簡易水道会計となっております。まず病院会計での資金不足比率でございしますが、流動負債から流動資本を差し引いた額、不足額は2297万4千円でございますが、これが医業収益に占める比率が4.3%となっておりまして、これは23年度は6.8%ということになって、2.5ポイント減少しているという状況でございまして、非適用の簡易水道会計につきましても、資金不足が生じていないということになります。以上、説明をさせていただきましたので、報告に代えさせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第15、報告第1号平成24年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告を終わります。



日程第16、報告第2号、

日程第17、報告第3号、

日程第18、報告第4号、

日程第19、報告第5号の請願審査の結果報告について。以上4件を一括して議題といたします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第16、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第2号については報告どおり採択と決定しました。

日程第17、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、報告第3号については、報告どおり採択と決定いたしました。

日程第18、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、報告第4号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第19、報告第5号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第19、報告第5号については報告どおり採択と決定しました。

日程第20、意見書案第6号道州制導入に断固反対する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番山田議員。

8番  
山田議員

それでは、道州制導入に断固反対する意見書、朗読によりまして説明とさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第20、意見書案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、意見書案第6号については原案のとおり可決しました。

日程第21、決議案第1号浦河赤十字病院の精神神経科存続を求める決議案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番山田議員。

8番  
山田議員

(決議案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。日程第21、決議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、決議案第1号については原案のとおり可決しました。

日程第22、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第22、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。休憩します。これより議長室において、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

(休憩 午後 4時10分)

(再開 午後 4時19分)

議長

再開します。

お諮りします。意見書案第7号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第7号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6番千葉議員。

6番  
千葉議員

6番千葉。それでは平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案を読み上げます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第7号については原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第8号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第8号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第8号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。櫻井議員。

1番  
櫻井議員

私も朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第8号については、原案のと

おり可決しました。

お諮りします。意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第9号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、意見書案第9号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案の提出について、提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番  
櫻井議員

これも朗読をもって、説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第3、意見書案第9号については原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第10号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第10号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第4、意見書案第10号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。1番櫻井議員。

1番  
櫻井議員

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第4、意見書案第10号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第5として、議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案7件で原案可決6件、同意1件。認定2件で、特別委員会付託2件。報告5件で、決定4件、報告1件。意見書案5件で原案可決5件。決議案1件で決定1件。承認2件で決定2件。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思えますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成25年第10回平取町議会定例会を閉会します。ごくろうさまでございました。

(閉会 午後 4時45分)

